

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	2 【具体の修文案】 別途論点審議の中で具体的方策を検討すべきである。	委員長	32-1と同じです。	資料編対応	
55	既存ダムの活用	修文意見書(7/12)	P18 洪水調節施設の整備 追記 現状として、丸山ダムがこれまでに運用してきた事前放流が治水への活用につながっていたことや母子大池が青野ダムの利水と関わってきたことを追記する。...まだ審議していないので未修文 〔意見追加の理由〕 洪水調節施設が治水・利水に関わってきた現状を記述しておくことが望ましい。	佐々木委員	丸山ダムでは、水位を下げて運用しておりますが、これは、洪水時のゲート操作の遅れを回避することが目的であり、治水効果を期待するものではありません。 また、母子大池と青野ダムの利水との係わりについては、既存資料による確認や、県の関連事務所、三田市役所への問い合わせも行いましたが、事実関係は分かりませんでした。 このため、これらのことについて追記することはできません。 なお、当該箇所は、河川管理施設の整備について記載するところであり、河川管理施設以外の丸山ダムや、母子大池の治水活用について記載するところではありません。	なし	A
80	既存ダムの活用	修文意見書(7/12)	P48 青野ダムの活用 上流のため池である母子大池が利水容量の補填にどれほど貢献することが可能であるのかを放流可能量を含めて確認の上、利水容量の補填を目指した連動について追記する 未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 既存ダムと連動可能なため池を駆使し、極力支流の水は支流で治め、本川と支川のバランスがとれるよう努力することにより、支流でのゲリラ的な集中豪雨に対応する。	佐々木委員	第62回委員会で、他の委員（池淵委員、川谷委員）からもご意見がありましたように、母子大池は、現在、使われている施設であり、絶えずダムの利水容量の補填ができるとは言えません。このため、既存ダムとの連動について追記することはできません。	なし	A
(5)	既存ダムの活用	整理表63	千苅ダムの既存不適格の問題については、34年放置されており、ダムの安全性に不安を生んでいるため解消が必要である。そのための対策を盛り込む必要があるのではないかと。	-	千苅ダムの安全性に関する基本的な考え方については、添付資料2に取りまとめています。 また、現行の構造基準を満たしていない施設に対する指導については、修文を検討します。	あり(P64)	
		修文意見書(8/17)	1 【具体の修文案】 P.64-1(5) 占用許可工作物への適切指導 4行目 ^^^基準を満たしていない施設千苅ダムについては^^^ 【109にも関連】	委員長	「千苅ダム」の記述につきましては、千苅ダム以外の施設もあることから、修正できません。	なし	
109	既存ダムの活用	修文意見書(7/28)	p25 (1)正常流量の確保 末尾 追記 洪水時にゲートを全開にして貯水位を下げる運用を行っている。しかし、千苅ダムの設備は必ずしも現基準には適合しておらず、整備計画期間中に是正することが必要である。 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り。	奥西委員	現行の構造基準を満たしていない施設に対する指導については、修文を検討します。	あり(P64)	A
(7)	遊水地	整理表63	武庫川上流浄化センターの更新工事が始まるまでにまだ10年以上ある。将来の検討課題として、もう少し遊水地を広げていく方向を計画の中に盛り込んでおくことが必要ではないか。	-	遊水地面積を更に広げるには、下水道施設の維持管理に支障がないこと、増設・改築計画等の将来計画と整合が図られていることが前提となります。整備計画原案の遊水地整備は、将来の下水道計画を踏まえ、下	なし	C

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					水道施設を除いた最大限の敷地を遊水地用地として活用する計画です。 整備期間前期に完成を目指すとしていることも踏まえると提示案により整備をすることが妥当であり、現時点では、これ以上遊水地の面積を広げることにはできません。		
		運委発言 108	1 同上	—	ご指摘の件は、資料編に次期河川整備計画に向けた検討事項として記載することを検討します。	資料編対応	
11	流域対策	57 76	「表 2.2.1 開発行為の規則と森林整備の推進に関する施策」の「規則」及び「施策」の前に「主な」を挿入する。(規則についても他法令もあり、森林整備についても他の施策がある)	加藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P20)	A
12	流域対策	57 78	武庫川の上・中流域に占める森林の面積は広範囲を有し、総合治水に於ける森林の持つ水源涵養機能(貢献度)は諸要因の設定要素複雑で、数値化することは困難とされているが、「緑のダム」としてその機能は大きい。 ゆえに保水と流出抑制が持続的に確保される山づくりとして、森林が適性に管理運用するために、「県民緑税」が活用されていることの記載が好ましい。 (注)本文 P54 にも記載があり重複するがあえて強調する。	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P19)	A
		修文意見書 (7/12)	1 P19 ウ 森林の保全と公益的機能向上 ・・・遅れた人工林や一斉に広がる高齢人工林の・・・ 〔修文の理由〕「一斉に広がる」という表現は、年代的に古木化する高齢人工林が増加する意図を示すものと考えますが、一般県民には理解しにくいのでは。	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P19) (P20) (推進 P6)	
13	流域対策	57 79 修	< p39 9 行 > 流域市等と連携して、住民の理解と 森林所有者の理解 森林の保全に必要なのは、森林所有者の理解(県民緑税の投入という点では更に県民の理解)、森林所有者でない周辺住民の理解は望ましいが必須条件ではない。最も大変な「住民の理解」を気安く使うものではないのではないかと。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39)	A
14	流域対策	57 120 修	< p54 26 行 > 保水・貯留機能の保全の項、「里山林の再生」は目的が異なるので削除。 県民緑税使用の里山防災林は妥当だが、「里山林の再生」は生物多様性の観点で実施されるもの。(ここでいう里山林の再生は雑木林伐採管理を意味すると思われる、それならば保水・貯留機能の観点では逆の作用になる)	中川委員	管理放棄された里山林は、常緑樹やツル植物、竹林の増加侵入により、林内が暗く、水土保持機能が低下しています。県が進める「里山林の再生」は、腐葉土等により森林土壌の発達が期待されるコナラ等の広葉樹を保全し、林内の光環境や多様性等を阻害する不要木を伐採する整備であり、保水・貯留機能向上が期待できるため、「里山林の再生」の記述も妥当と考えています。	なし	A
		修文意見書 (7/12)	1 原案 p54 「里山林の再生」の削除 推進計画 p6 「荒廃が進む里山林の整備」「里山防災林」 〔修正の理由〕 森林が有する多様な機能を、河川計画においてどのように位置づけるかは、基本高水の議論とも関連して委員会前半の重要で大きな論点の一つであった。イメージによる議論ではなく科学的知見に基づいた議論をするために、河川工学と森林水文	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P54) (推進 P6)	

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
			<p>学の専門家を招いた公開勉強会（リバーミーティング特別企画）も設け冷静な審議運営に努めてきた。その結果として、森林に期待する洪水緩和機能と水源涵養機能は森林水文学の最新知見に拠っても科学的に明らかになっていないこともまだ多く、定量的な位置付けはもちろん、定性的にも河川計画上に位置づけることは相当に困難であることを共通理解としてきた経緯がある。樹種（人工林、雑木林）による相違を明らかにする知見も見当たらず、かろうじて、森林としての総量を減らさない努力と特に土壌流出防止の観点から人工林の適切な管理を定性的に位置づけ、今後の調査研究とデータ蓄積を提言することに留まらざるを得なかった。</p> <p>流域森林面積のうち大面積を占める雑木林（里山林）について水源涵養機能を目的とした適正な管理方法について科学的な知見は得られておらず、提言から4年経った現在の最新の知見でも得られていない。原案で「里山林の再生」を位置づけているのは「保水・貯留機能の保全」でこれは水源涵養機能を意味していると思われるが、水源涵養機能には森林の持つ蒸発作用と平準化作用がプラスとマイナスで作用しそのトータルの結果としてあらわれることから、伐採の有無と水源涵養機能の関係は単純な関係にはない。伐採によって水源涵養機能が単純に向上するのは、伐採しないと土壌が流出する場合に限られる。また、洪水緩和機能の点からは水消費型の森林であることのほうが有利であり伐採しないほうが有利になる（以上、森林水文学の知見）。従って、原案で期待しようとする水源涵養機能に対して、「新ひょうごの森づくり」で推進する「里山林の再生」を科学的根拠を持って説明することは極めて困難である。よって水源涵養機能を目的として原案に記載すべきではない。河川対策については河川工学に拠る科学的・技術的な一定の根拠に基づき示されていることからすれば、定性的範囲の記述とは言えこのような科学的根拠を欠いた記述を含めることは、原案全体のレベルを疑わせる。</p> <p>里山林の再生は、基本方針・環境に関する資料の記述にあるように「多くの県民が自然とふれあう場」や「利活用」あるいは生物多様性（県が主張するように光環境や生物多様性）といった機能を実現するために実施されていくものと解すべきである。</p> <p>県がどうしても「里山林の再生」を水源涵養機能に位置づけたいのであれば、森林水文学の知見に基づく科学的根拠を委員会に提示し説明する責任がある。また、その場合には、森林の機能を河川計画においてどのように位置づけるかに遡って議論し直すことになる可能性があることを踏まえて頂きたい（私は遡及する再審議を望みません）。</p> <p>なお、森林水文学の最新知見を含めて確認した上での意見であることを付記する。</p>				
		修文意見書 (8/9)	2 推進計画 p6 2 森林保全と公益的機能向上 1 段落目 追記 〔具体の修正案〕(推進していく。)なお、間伐材等の林地での放置は豪雨の時、下流へ流され河川橋梁等で流水を妨げ、水害被害を拡大する原因となるので、管理に	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文します。	あり (推進 P6)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p><u>注意が必要である。</u></p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>(流木による被害を防止するため)との記述はあるが、もう少し注意を促す記載が必要と考える。</p>				
15	流域対策	57 85	<p>防災調整地の県設置基準の強化(流域独自規制の新設)</p> <p>各市が県の要綱を上回る規制を持っているため要綱の改定を要しない、とされるが、各市の規制は地方分権のもと各市独自の判断で緩和できる(例:尼崎市は工場立地法の工場緑地義務規制を独自に規制緩和した)。そのような規制に県が依存することは認められない。現在は、偶然各市基準が上回っているにすぎず、県は県として要綱自体を規制側に改定すべき。(p51、推進計画 p6)</p> <p>県一律の要綱であるため規制が困難という課題に対しては、以下の方法で武庫川水系独自での対応が可能(第3回減災対策検討会で提案済)</p> <p>(a) 防災調整池設置要綱の改訂</p> <p>現行要綱の第5条に「整備計画」または「流域整備計画」の適用を明記する</p> <p>(b) 「武庫川流域整備計画」での規制</p> <p>「整備計画」または「流域整備計画」で具体的な規制内容を検討、明記する。</p> <p>恒久化の根拠もここに明記する。</p> <p>なお、根拠の立論や私有財産への規制への考え方については提言までに提案済みのため割愛。</p>	中川委員	<p>本県の調整池指導要領は、河川管理者の行政指導です。行政指導は、法律で規定されていない分野に対して臨機の対応ができる反面、強制力を持たせることはできないといった課題があります。</p> <p>しかしながら、流域全体で流出抑制を図ることは、武庫川流域では必要なことと考えており、検討課題である旨修文について検討します。</p>	あり (P51) (推進 P6)	A
16	流域対策	57 86	<p>防災調整地の恒久化・管理移管の明記または方向性明記</p> <p>上記と同様の手法で、「整備計画」または「流域整備計画」での記載によって恒久化の根拠を持たせる。規制根拠の立論や私有財産への規制への考え方については提言までに提案済みのため割愛。</p> <p>防災調整地の恒久化、管理移管を今後の検討課題とするなら、最低限、計画上に具体的な検討方向を示すべき。</p> <p>更に、埋めてしまった防災調整池の扱いはどう考えるのか。(推進計画 p6 とも関連)</p>	中川委員	85と同じです。	あり (P51) (推進 P6)	A
17	流域対策	57 87	設置基準の見直し、廃止の禁止	伊藤委員	85と同じです。	あり (P51) (推進 P6)	A
	流域対策	県修文	-	-	本文に記載した名称と写真のタイトルの名称が異なっているため修文します。	あり (P20)	A
56	流域対策	修文意見書 (7/12)	<p>P19 (2) 流域対策 3段落目の修正</p> <p>...水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会から雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。</p>	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P19) (推進 P2)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			〔意見追加の理由〕 文章を理解しやすくするために、文節を入れ替える。				
57	流域対策	修文意見書(7/12)	P19 ア 防災調整池の設置指導 県主導で防災調整池廃止の規制がなされておらず、各市の裁量により規制されていることから、同一流域内での規制に対する温度差があることの現状を追記。 〔意見追加の理由〕 現状としてきちんと記述することが望ましい。	佐々木委員	整備計画(原案)には、「神戸市、西宮市、宝塚市、伊丹市では、県の基準より対象を広げた基準を独自に設けて指導している。」と各市の現状を示しています。	なし	A
58	流域対策	修文意見書(7/12)	P19 イ 学校・公園での雨水貯留の取り組み ・確認の上修正する 修正案...三田市の平川流域の学校・公園にはをはじめ各地で雨水貯留施設が整備されつつある。 〔意見追加の理由〕 なぜ、平川流域のみが記述されているのか。上記のように修正し、他に進められている貯留についても参考資料に一覧表を掲載することを注記する。	佐々木委員	流域外の事例ですが、整備計画(原案)に西宮市の取組を追記します。一方、推進計画では、流域内の流出抑制対策の事例を記載している中で、流域外の西宮市の事例が含まれていますので、この記述を削除します。 なお、「半分に近い市で取り組まれていることを追記した方がよい」とのご意見ですが、流域内で進められているすべての取組を記載しており、特に誤解を受ける表現ではないので、修文はおこないません。	あり(P19)(推進P7)	A
59	流域対策	修文意見書(7/12)	P20 エ その他の雨水貯留・浸透の取り組み 他市についても取り組まれているのであれば記述する。 〔意見追加の理由〕 宝塚市と三田市、尼崎市に限った記述になっているが、篠山市、西宮市、伊丹市、神戸市では何も取り組まれているのか。取り組まれているのであれば半分に近い市で取り組まれていることを追記した方がよい。	佐々木委員		あり(P19)(推進P7)	A
73	流域対策	修文意見書(7/12)	P39 2 流域対策 ...未審議につき未修文 〔意見追加の理由〕 甲武橋地点での効果量 30 m <sup>3</sup> /s の内訳を明記すべきである。とくに、流域の特性であるため池と上流域の水田については、クローズアップできるようさらなる努力が求められる。ため池は、支流単位でのバランスを意識し、特にダムと利水上で連動可能なものを優先的に整備することが望ましい。	佐々木委員		各施設の想定整備箇所数は、第55回流域委員会資料5-6で提示し、説明資料に添付しています。	なし
82	流域対策	論点意見書25	【修文】 最低限、推進計画 p6 の第2節3項水田の項に記述 「水田での雨水貯留による農業被害について対応可能な制度等を検討する。」 第2節に5項を新設し以下を記述する。 「5 流域における対策のための基金等に関する事項 水田での雨水貯留等、流域全体で取り組むべき課題に対処するため、流域全体での基金の創設等について検討する。」 【理由】	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(推進P6)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>現状の農業者の理解や諸制度の制約などの課題を現実的に評価するとその判断はやむを得ないとしても、課題の解決方向の記述なくしては、20年後も何の進捗も期待できない。課題の解決には、農業者が参加できる仕組みが必須であり、そのための制度設計の検討は不可欠である。最低限、提言で求めた「流域災害基金の創設」を検討することを方向性のひとつとして記述することを求める。</p> <p>本項は、水田での雨水貯留に限らず流域対策全般を意味しており、流域各市と県の間で議論となっている費用負担と受益の関係のひとつの解決策の方向性も含んでいる。</p>				
		修文意見書(8/9)	<p>1 推進計画 p6 3 水田への雨水貯留 2 段落目 追加</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>…農業被害に対する対応などについて意見交換等を行い、理解と協力を… …農業被害に対する対応などについて意見交換等を行い、<u>新たな仕組み等の検討を行い</u>、理解と協力を得たうえで…</p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>意見交換の重要性は理解しているし、仕組みの検討の前にまず理解を得る必要があることも共通認識しているが、この文章では方向性が示されていない。新たな仕組みを構築しない限りこの課題は解決されないことは共有できている(第64回委員会)のであるから、もう少し強く書けないか。</p> <p>基本方針の流域対策の項(p9)に「流域対策の効率的な推進にあたっては、必要な制度整備に向け、関係機関と調整を図る」と記載していることを忘れないで頂きたい。</p> <p>【確認事項】</p> <p>「鶴見川流域水害対策計画」では記述された流域における対策のための取り組みが、武庫川では書けないと判断した理由をご説明願います。(基金に限定しなくてよいことは第64回で共通理解しています)</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。</p> <p>また、【確認事項】にある流域における対策のための取組については、基金などを創設して推進を図る場合、水田貯留の推進に対する</p> <p>水田貯留の必要性を集落として理解すること</p> <p>被害が生じた作物(米)の代替補給</p> <p>作物被害に対する営農者への補償</p> <p>営農者の営農に対する意欲の低下</p> <p>といったさまざまな課題に対して、金銭補償だけで全てが解決するとの誤解を招き、水田貯留に対する理解が逆に進まないのではないかと懸念があるため、本推進計画では記載しないこととしました。</p>	あり (推進 P6)	
		修文意見書(8/17)	<p>2 〔具体の修文案〕</p> <p>(修正案の文章には提示されているが、果たしてこれで具体的な成果が期待できるのか。個人的には、武庫川上流域については、それぞれの地域に対応した計画が立てられるべきだと考えている。)</p> <p>〔意見追加の理由〕水田での雨水貯留については、今まで意見が交わされてきたがその割には具体的な結果が見えていない感じがする。人口減少、農地の荒廃は今後次第に進行するのは明らかであり、河川流域問題だけでなく、もっと総合的な視点から検討し直すべきである。 【131】にも関連</p>	岡田委員	<p>各委員からの修文ご意見を踏まえ、修文案を提示させていただきます。</p> <p>(82-1、130-2,3)</p>	あり (P51) (推進 P6)	
83	流域対策	論点意見書 25	<p>【修文】</p> <p>最低限でも、課題解決の方向性を減災対策として記述する。</p> <p>【理由】</p> <p>提言書から求め続け、減災対策検討会でも再び具体的に提案したとおり、<u>防災調整池の設置基準強化</u>、および、<u>防災調整池の恒久化</u>に対する、少なくとも減災対策としての具</p>	中川委員	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。</p>	あり (P51) (推進 P6)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			体的な方向性の明記を求める。防災調整池を高水処理計画に含めた記述(流域対策としての記述)が理想であるが数値を伴う記載が困難であるとしても、方向性明記は必須と考える。				
		修文意見書(7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (1)6行目 甲武橋基準点において30m <sup>3</sup> /s これだけでは、どのくらいの量なのか市民にはわからないので、(注)として「想定整備箇所 学校・公園75箇所 溜池31箇所」を記載してください。 整備計画は法定図書なので、変動する箇所数は記載できないのならば、以下のような目安を記載してください。 目安 学校・公園(水深30cm)だけであるとすれば 箇所、溜池(m <sup>2</sup> のもので水深1m)だけであるとすれば 箇所	土谷委員	73と同じです。	なし	A
92	流域対策	修文意見書(8/17)	1 p51 2流域対策 3段落目 追記 〔具体の修正案〕 92の県の考え方に対する修文意見 甲武橋基準点において30m <sup>3</sup> /sの流出抑制を図る。の後に (想定整備箇所 学校・公園75箇所、溜池31箇所)を追記する。 〔修正の理由〕 説明資料に書いてあるとのことですが、市民の参画と協働を求めるのならば、市民にわかりやすくするために、整備計画の本文にも書いておく方がいいと思います。	土谷委員	第108回運営委員会での協議を踏まえ、修文を検討します。	あり(P53)	
		運委発言108	2 流域対策の効果量30m <sup>3</sup> /sの内訳がわかるよう本編に資料編との関連について追記の検討が必要。	委員長	92-1と同じです。	あり(P53)	
93	流域対策	修文意見書(7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (2)9行目 その他雨水貯留・浸透の取り組みは 以下のように語句を挿入してください。 「その他雨水貯留(駐車場貯留・各戸貯留等)・浸透(透水性舗装等)の取り組みは」	土谷委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P51)	A
94	流域対策	修文意見書(7/28)	武庫川水系河川整備計画(原案)のp51 (3)最後の文に付け加える。 流域対策の対象施設からはずされている母子大池や私立学校も検討するべきだという意見が他の委員から出されています。20年間には基本方針の流域対策施設抽出条件に適合しない施設が候補にあがる可能性があります。そこで、以下の文を最後の行に付け足してください。 「なお、基本方針の治水に関する資料に記載された流域対策施設の抽出条件に適合しないものも効果が発現できるものについては「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」において検討する。」	土谷委員	基本方針に盛り込む流域対策の施設は、提言書の内容を受け、その内容を反映し、対象施設の選定、効果量等一定の整理は終わっており、この箇所から流域対策に取り組んでいきます。 提言書では、母子大池がある青野ダム流域は、下流部の青野ダムですすでに洪水調節機能を有しているため、流域対策の対象施設から除いています。 また、私立学校についても流域対策の対象としています。	なし	
		修文意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 94の県の考え方に対する修文意見 県の考え方にある「下流部の青野ダムですすでに洪水調節機能を有しているため・・・」は間違い。青野ダムの貯水量、ピークカット能力が無限でない以上、その上流の貯	奥西委員	県の考え方にある「下流部の青野ダムですすでに洪水調節機能を有しているため・・・」は間違いとのことですが、流域委員会提言書P36の内	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			留施設の意味はある。県の担当者は青野ダムには但し書き放流はないし、また計画以上の洪水調節をする必要は絶対ないと思っているのではないか？		容を記載したもので、間違いとは考えていません。 また、青野ダム上流の貯留施設の意味はあるとのご意見ですが、これも流域委員会では、提言のとりまとめ時(第22回総合治水WT H18.2.8開催)に、青野ダム上流に貯留施設を設置しても効果が限定的なため、青野ダム流域は対象施設から除くと整理されています。		
		修文意見書(8/17)	2 p51 2流域対策 追記 〔具体の修文案〕 「基本方針の治水に関する資料に記載された流域対策施設の抽出条件に適合しないものも効果が発現できるものについては検討する。」を追記する。 〔修正の理由〕 1.もし、校庭貯留や溜池貯留よりも効果のある方法が見つかった場合はどうするのですか？ 2.基本方針の治水に関する資料のP.10の7行目に「対象施設は、公的組織が所有していることとする。」と書いてありますが、ご回答にある「私立学校も流域対策の対象としています」というのはどこに書いてあるのですか？	土谷委員	第64回流域委員会の審議の中で、流域対策の対象とする施設については、過去の流域委員会で合意した条件の施設を整備計画、推進計画に盛り込む方が先ではないかとの審議結果だったと理解しています。 従いまして、基本方針で整理した抽出条件に適合する施設のうち、地域住民をはじめ対象施設の関係者の合意が得られる箇所から流域対策を進めていくスタンスであり、抽出条件に適合しない施設の検討は考えておりません。	なし	
		修文意見書(8/17)	3 〔修正の理由〕 「効果がない」のではなく、「効果は限定的」との説明を了解。具体の修文案は土谷委員にゆだねる	奥西委員	94,94-1,94-2と同じです。	なし	
		修文意見書(8/17)	4 〔具体の修文案〕 既存ダムの活用の論点の中で一体的に議論すべきである。 〔修正の理由〕 流域委員会の提言書p36を引用して、母子大池の問題を却下しているが、提言書に記載しているのは、学校・公園等の規模の小さい貯留施設の検討に際しての議論で、ダムに匹敵するような貯留規模を持った施設を対象にしたものではなかった。	委員長	「提言書に記載しているのは、学校・公園等の規模の小さい貯留施設の検討に際しての議論で、ダムに匹敵するような貯留規模を持った施設を対象にしたものではなかった。」として、母子大池について議論すべきとのご意見ですが、母子大池を含む青野ダム上流のため池については、94-1と同様、流域委員会での提言の取りまとめ時に、効果が限定的なため、流域対策の対象施設から除くと整理されています。	なし	
130	流域対策	修文意見書(7/28)	p51 2流域対策 下から2段落目 修正 〔具体の修文案〕 さらに、水田はその存在自体が流出抑制効果を発揮するため、各種補助事業の活用を図りながらその保全と整備に努めるとともに、モデル事業で実現可能性を検討している貯留効果の増強を促進するよう努める。その他公共施設での貯留・浸透施設の設置等についても促進するよう努める。 〔意見追加の理由〕 p.51下から5~7行を上記のように修正する理由は、水田の貯留・浸透等の流出抑制効果を河川整備基本方針での流出計算で相当に評価している点について、整備計画でも分かりやすく表現して、水田の保全が重要であることを明記しておく必要がある。また、保全・整備に関しては数多くある補助事業を活用して、県費支出を軽減する。	畑委員	水田貯留についても、他の治水対策と同様、補助事業を極力活用して推進するスタンスです。 付加的な流出抑制効果が常に発揮できるよう水田の保全に努める旨修文を検討します。	あり(P51)	A



整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 p51 2流域対策 4段落目 修正 〔具体の修文案〕 、水田の保全や貯留、 、水田の保全・整備やモデル事業でも検討している貯留機能の強化、 〔修正の理由〕 “水田の保全”はよいが、“(水田の)貯留”は意味が不明確になる。また、初稿で記載されている「モデル事業で実現可能性を検討している水田貯留」が今回削除されたが、記載に現れる県当局の積極的意気込みが困難な流域対策の実現には欠かせず、「総合治水推進計画書」に記載するだけでなく、初稿のとおり「河川整備計画書」での既述が重要である。単に保全と貯留の促進を求められても、農家から見れば注文をつけられるだけで、水田の維持はさらに難しくなる。水田の維持管理の向上にも役立つ、貯留機能の強化整備という両者両立の道を進まなければ、水田地帯での流域対策は絵空事になる。その意味で「・整備」の付加が必須である。	畑委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P51)	
		修文意見書(8/17)	2 P.51 2流域対策 5段落目 追記 〔具体の修文案〕 モデル事業で実現可能性を検討している貯留機能の増強策 〔修正の理由〕 同ページ写真でも示されているスリット型の堰板などを使っての豪雨時の貯留量の増強が新たな流域対策の部分であり、その場合、畦畔決壊を起こさないための堰板上部の越流幅の確保等が整備の項目になる。水田の貯留機能は実現可能性の検討をするまでもなく、事実として計画高水流量算定に織り込み済み。	畑委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P51)	
		修文意見書(8/17)	3 〔具体の修文案〕 P.51 2流域対策 第5段落2-3行目補強 ^^^水田の保全・整備やモデル事業^^^貯留機能の強化、公共施設^^^ 〔修正の理由〕 畑委員の意見に賛成 【93】にも関連	委員長	130-2と同じです。	あり(P51)	
131	流域対策	修文意見書(7/28)	推進計画 p6 3水田への雨水貯留 修正 〔具体の修文案〕3 水田への雨水貯留 ・・・協力を得たうえで水田貯留に取り組んでいく。なお、武庫川河川整備基本方針での流出計算で評価しているとおり、水田による流出抑制効果は大きく、水田の保全・整備も引き続き進めていく。 〔意見追加の理由〕 水田貯留の増強に取り組むだけでなく、水田面積の減少が治水ほかに及ぼす影響は大きく、水田を維持できる総合的な施策が求められる。そのためには、各種補助事業も活用しながら、県独自の構想をもって水田の保全・整備に努めていく必要がある。	畑委員	水田貯留についても、他の治水対策と同様、補助事業を極力活用して推進するスタンスです。 付加的な流出抑制効果が常に発揮できるよう水田の保全に努める旨修文を検討します。	あり(推進 P6)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 推進計画 p6 3 水田への雨水貯留 1 段落目の後 追加 〔具体の修文案〕農村人口の高齢化と共に農地の荒廃、放棄水田の拡大等、問題点が多い。こうした農地の小規模防災調整池としての活用を各地区単位で検討しなければならない。 〔修正の理由〕 農村は今後も過疎化の影響を受け続けられると思われる。総合的な農業政策の観点から雨水貯留について考える必要があると思う。	岡田委員	ご指摘の問題点は、修正案で提示した、「水田の持つ多面的機能の維持、向上が図られるよう、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。」に含まれていると考えています。	なし	
		修文意見書(8/17)	2 総合治水推進計画 P.6 3 水田への雨水貯留 追記 〔具体の修文案〕 水田は、雨水の流出抑制に有効な装置を備えている。畦畔の補強高上げ、オリフィス(流出抑制)の設置の工事に助成を行う。 〔修正の理由〕 水田は効果量の確保が正確であり、流域対策の主役である。	酒井委員	推進計画では、水田貯留を付加的な流出抑制効果が期待できる流域対策として推進していくこととしています。水田貯留の推進には、まず、集落単位で農業者の理解を得ることが必要であると考えており、農業者と意見交換を行いながら水田貯留の実現に向け取り組んでいくこととしています。 ご指摘の工事に対する助成については、今後の参考とさせていただきます。	なし	
		修文意見書(8/17)	3 水田対策についてはなお、どのように表現して位置づけるか、論点の議論が必要。	委員長	各委員からの修文ご意見を踏まえ、修文案を提示させていただきます。 (82-1、130-2,3)	あり(P51) (推進 P6)	
134	流域対策	修文意見書(7/28)	p51 2 流域対策 1 段落目末尾 追記 〔具体の修文案〕 なお、「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)」の審議は公開とし、流域住民の意見も取り入れながら計画を策定する。 〔意見追加の理由〕 流域対策は市民と協働して行うものなので、出来上がった計画をフォローアップ委員会でチェックするだけでなく、計画の段階から市民の意見が取り入れられるべきだからです。例えば、三田市のある地区では放棄田が山のふもとに並んでいるので、そこを掘って治水目的として使うと同時に山から猪が来るのを防ぐ堀としての機能を持たせるというようなアイデアは地元住民でないと思いつきません。	土谷委員	武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)は、流域対策、減災対策の事業の実施主体である県と流域市が、その推進のために、どのように連携し取り組むかを協議するため設置するものであり、住民等の意見を聴くために設置する委員会等とは役割が異なると考えています。 なお、推進協議会(仮称)の活動状況等については、県のホームページ等により適切に情報発信していきたいと考えています。 また、計画の段階から流域住民が参画するべきであるという意見ですが、武庫川流域総合治水推進計画(仮称)「県原案」について、現在、武庫川流域委員会に示し意見を聴いているところです。さらに、推進計画(仮称)の実施状況についても武庫川水系河川整備計画フォローアップ委員会(仮称)に報告し意見を聴くこととしています。	なし	
		修文意見書(8/9)	1 〔修正の理由〕 134の県の考え方に対する修文意見 県の修文には住民の参画と共同の観点が皆無である。そこに推進協議会が登場するという理由で住民参加を否定するのは誤り。	奥西委員	同上	なし	
		修文意見書(8/17)	2 p51 2 流域対策 追記 〔具体の修文案〕 134の県の考え方に対する修文意見 「武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)の審議は公開とし、流域住民は傍聴、発言、意見書の提出ができる。」を追記する。 〔修正の理由〕	土谷委員	武庫川流域総合治水推進協議会(仮称)は、流域対策、減災対策の事業の実施主体である県と流域市が、その推進のために、どのように連携し取り組むべきかを協議するため設置するものであり、住民等の意見を聴くために設置する委員会等とは役割が異なると考えています。 その審議は公開にすべきとのご意見ですが、流域対策、減災対策を本	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			ご回答では「武庫川流域総合治水推進計画」について現在、武庫川流域委員会に意見を聴いています。と書いてありますが、現時点では流域対策の具体的なことは何も提案されていないので、計画の段階から市民が参画しているとはいえません。また、武庫川総合治水推進協議会で決まったことをフォローアップ委員会に報告するというのも、計画の段階から市民が参画しているとはいえません。		格的に推進するにあたり、実務的な面で、地元調整状況も踏まえ、できるだけ忌憚なく意見を交換するなどの観点から非公開とさせていただきたいと考えています。 ただし、推進協議会（仮称）の活動状況等については、県のホームページ等により適切に情報発信していきたいと考えています。		
		修文意見書(8/17)	3 【具体の修正案】 推進協議会の位置づけと流域連携、フォローアップの議論は、これからの論点である。	委員長	武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）は、流域対策、減災対策の事業の実施主体である県と流域市が、その推進のために、どのように連携し取り組むべきかを協議するため設置するものです。 流域連携、フォローアップについては、第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します。	あり(P1)(P65)	
(8)	流域対策	整理表64	水田に治水機能を持たせるための方策を2つの計画の中にもう少し具体的に盛り込めるのではないかと。	-	82と同じです。	あり(推進 P6)	A
(9)	流域対策	整理表64	流域対策全体についての推進の位置づけを強調する必要があるのではないかと。	-	推進計画の「第1章 はじめに」に、県、市協力して進めるスタンス、制度、枠組み（要綱、組織、計画）など、現時点で想定される推進の位置づけを強調して示しています。	なし	A
147	流域対策	流委発言64	流域対策については、河川部局が主体として踏み込める範囲に限られる。制度、枠組みの限界がある中でどう修文していくか。整備主体はどこか、どう協働、分担して進めていくか、環境などの多面的な効果も含めて考える必要がある。	池淵委員		なし	A
		流委発言64	整備計画の期間中に、総合治水を実現するための社会的条件をどうやって作りだしていくかを整備計画に記載すべき。	奥西委員	社会的条件の創出とまではいきませんが、流域住民に流域対策による流出抑制対策を理解いただくよう、啓発しながら進めていくことを記載していますが、より強調するため、この文章の位置を前段に移動します。	あり(P51)(推進 P6)(推進 P7)	
148	流域対策	修文意見書(8/9)	1 本文 p51 2 流域対策 2 段落目 修正、推進計画 p6 第2節様々な流出抑制対策の推進 2 段落目 【具体の修正案】 県の修文「啓発運動を推進する」は不可 【修正の理由】 住民は必ずしも啓発される対象であるとは限らない。必要なのは住民の参画と協働である。	奥西委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。	あり(P51)(推進 P6)	A
149	流域対策	流委発言64	流域対策について、効果の高いところから優先的に進めていくことを記載してほしい。	佐々木委員	流域対策の整備箇所の優先順位については、整備効果の高い箇所は考慮しますが、地域住民をはじめ対象施設の関係者の合意が得られる箇所から整備を進めていくスタンスです。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	p20-1 表2.2.1 修正 〔具体の修文案〕 表2.2-1に「六甲山麓フェニックスの森づくり」を入れる。(治水効果)同「新ひょうごの森づくり」に“ <u>森林管理への公的関与の充実</u> ”を挿入。 同「里山防災…」と「針葉樹林と…」を入れかえ。 〔修正の理由〕 県「ひょうごの森林林業(22/6)版を参照して下さい。	伊藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。 表2.2.1の「森林管理100%作戦」の項に記載の“手入れが必要な人工林の公的管理による間伐実施”が(森林整備への公的関与の充実)に該当します。 ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。	あり(P20)	A
166	流域対策	修文意見書(8/17)	1 P20-1 表2.2.1 追記 〔具体の修文案〕 開発行為の規制に「六甲山グリーンベルト設定」を追加。 六甲山麓に「緑地保全地区」を設定し、必要に応じて公有地とし、市街化の防止を図り、土砂災害の防止等を行う 〔修正の理由〕 県砂防課の事業として継続実施されています。「六甲山麓フェニックスの森づくり」はこの事業の一部です。	伊藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。【第109回運営委員会確認】	あり(P20)	
167	流域対策	修文意見書(8/9)	p20-1 写真2.2.9 右側 〔具体の修文案〕 上段右側の写真入れかえ 〔修正の理由〕 「ひょうごの森林林業」P14 下段右の写真が適切	伊藤委員	写真を差し替えます。	あり(P20)	A
183	流域対策	修文意見書(8/17)	P.20-2 追記 〔具体の修文案〕 エ 水田の保全と雨水貯留 水田や畑地の雨水貯留効果は整備目標の算定に当って、それぞれ50mm、210mmと評価されたが、特に面積率の大きい水田での貯留量の維持は重要でその保全策が求められる。 水田等農地の保全整備については、 <u>中山間地域総合整備事業、農地・水・環境保全向上対策の推進、遊休農地対策等の施策が進みつつある。</u> オ その他の雨水貯留・浸透の取り組み 〔意見追加の理由〕 流域対策として第4章で取り上げており、対応する第2章でも、森林の保全とともに挙げておくのがよいと考える。	畑委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P20)	
18	減災対策	57 99 修	<p23 表2.2.3> 既設の街中浸水深表示板(ex. 阪神北県民局前の看板)も記載してはどうか。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P23)	A
19	減災対策	57 94	<推進計画p7 22行>、ツール整備の項、・・活用方法について検討する 検討し活用する。(行政の“検討する”は“検討するが活用しない”ことが多いため)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(推進P7)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修					
20	減災対策	57 95 修	< p39 12行 > 減災対策には必ず方針の目標「 <u>想定を超える事態においても第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目標</u> 」を明記する。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39)	A
60	減災対策	修文意見書 (7/12)	P22 ア 市の水防活動や避難勧告等の発令の支援 確認事項 水防活動に際し、流域7市あるいは他河川流域との救援・援護ネットワークの有無を記載する。 〔意見追加の理由〕 水防活動において、流域7市もしくは他河川流域との救援ネットワークなどが整備されているのかいないのか現状を記述する。	佐々木委員	流域7市あるいは他河川流域との水防活動に関する救援・援護ネットワークについて、水防法第23条に基づき追記します。  参考 (水防法 抜粋) 第23条 水防のため緊急の必要があるときは、 <u>水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。</u>	あり (P24)	A
61	減災対策	修文意見書 (7/12)	P24 ウ 水防体制の強化 連携強化に努めていることが記述されているが、どこがどのように連携しているのか内容を記述する。 〔意見追加の理由〕 連携強化に努めているという記述だけでは仕組みや連携の概要の現状が把握できない。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P24)	A
84	減災対策	論点意見書 25	【修文】 開発と水害リスクのトレードオフ関係を明記し(原案 p52、推進計画 p9)、土地利用の規制誘導を記述する。 【理由】 <u>基礎自治体の理解という課題があるとしても「改修途上河川における過渡的安全性」を確保する責務が河川管理者にはある。河川管理者の最低限の責務として、土地利用の規制誘導なしに安全性を確保することはできない、ということ</u> を基礎自治体及び住民に対して明言すべきである。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P51)	A
		修文意見書 (8/9)	1 p52 (4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 挿入 〔具体の修文案〕 ...図るなど、水害に備えたまちづくり... ...図るなど、 <u>土地利用の誘導等も含めた水害に備えたまちづくり</u> ... 〔修正の理由〕 基本方針の減災対策の記載(p9)「土地利用の規制や誘導等について関係機関と調	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文を検討します。	あり (P52) (推進 P10)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>整を図る」と整合させて頂きたい。</p> <p>本項、2/16、5/27、7/21 意見書での提案趣旨はすべて減災対策であり、修文箇所は原案 p52、推進計画 p9 を指定してきた。(審議経過の関係上、流域対策の議論があったことから、それに対応した修文(原案 p51「加えて、市街化の進展が雨水の流出量を増加させることから、流域内の開発に対して流出抑制に努めるよう流域各市に働きかける」)をして頂いている。この修文自体は評価しており変更は要しない。) 今回の意見では、河川管理者が策定する整備計画原案に限って提案している。推進計画には書き込めなくとも、整備計画には書くべき。それが河川管理者の責務。</p> <p>* 整理番号 136 でほぼ同様の趣旨の修文ご提案が出されております(修文検討中)。136 のご意見と挿入箇所が異なるのは、水害リスク評価から考えると土地利用の誘導等を計る対象は、必ずしも浸水深が深い地域に留まらない、という考え方からです(水害リスク評価は減災対策検討会で意見書を出し意見交換したものです)。</p>				
85	減災対策	論点意見書 25	<p>【修文】 原案 P52、減災対策の項において県が果たす(特に指導的)役割を明記</p> <p>【理由】 提言で求めた「浸水被害防止のための対策」を実効ある形として「武庫川流域総合治水推進計画(仮称)」に記載する必要がある。そのためには浸水想定区域に対する県と基礎自治体の役割分担を明確に記載すべきである。</p> <p>減災対策において、「河川管理者としての兵庫県」として、同時に「広域行政・統合行政としての兵庫県」として2つの立場からの果たすべき役割は、いまだ整理しきれていない。むしろ後者の立場は地方分権の進展に伴って、基礎自治体と県の関係が随時変わっていく(すでに変わってきている)と思われ、相対的に河川管理者としての役割の比重が増すものと思われる。県の行政権限の及ばない範囲を含む減災対策(危機管理を含む)の実施において「県の果たすべき役割は何か」は減災対策検討会でも課題として共有してきた。</p> <p>せめて整備計画原案に、県が主体的に果たすべき役割において変化が生じていく可能性を認識し、それらを整理し県としていかに取り組むかの方向性、は記載して頂きたい。</p>	中川委員	修文を検討します。	あり(P52)	
		修文意見書(8/17)	<p>1 P.52-1 3 減災対策</p> <p>【具体の修文案】 県の役割の意味の確認</p> <p>【修正の理由】 県の役割は、「県、市相互の連携強化を図る」「環境整備を推進する」ということですか。だとすると、修文としては不十分。「水害リスクを告知する」(少なくとも基礎自治体に対して)ことは県の重要な役割。</p>	中川委員	県の役割が明確になるよう修文します。【第109回運営委員会確認】	あり(P52)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	2 p52-1 3 減災対策 4 段落目 修正 【具体的修文案】 具体的には 具体的には 【修正の理由】 資料4-2のP.61-1の3段落目には「具体的には」という語が使われているし、こちらの方が一般的な言い方だと思います。	土谷委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P24)(P52)	
86	減災対策	論点意見書 25	【修文】 災害リスク評価とその対応が課題であり(課題認識は原案p21、推進計画p7で一応記述)こうした課題を今後具体的にどこ(機会、場)でどのように検討していくのかを明記。最低限でも検討の方向性を明確に記載。 【理由】 リスクマネジメントの考え方にに基づきその対応手段としての情報提供を重視したい。住民へのリスク情報提供という観点で、相対的なハイリスク区間の情報提供や災害リスク評価の検討を課題として認識し進展を期して頂きたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(推進P8)	A
87	減災対策	論点意見書 25	【修文】 ひょうご治山・治水防災実施計画の存在を記し(原案p21またはp22)この防災実施計画と連続した整合をとりつつ推進することを記載(原案p52、推進計画p7)。可能なら、防災実施計画終了後の扱いを記述。 【理由】 地域防災計画との整合は推進計画p7に若干記載があるが、「ひょうご治山・治水防災実施計画」(平成18年7月兵庫県策定)については何も記載がない。この計画の存在を記し、連続的整合をとることは必須である。 武庫川に関しては、その資産規模等からこの防災実施計画での記載事項が県内他河川と比べて極めて重要であること、減災対策を大きな柱とした整備計画であること、整備計画を防災実施計画より遅く策定していること、から、整備計画+推進計画から連続して防災実施計画に整合していくと位置づけるのが妥当である。 しかし、この防災実施計画の計画期間は平成27年度までの10年間で策定されている。整備計画期間内の早い段階で防災実施計画が終了することから、防災実施計画と整備計画+推進計画の位置づけを整理し、現防災実施計画の成果を更に発展させる方向で防災実施計画終了後の扱いについて整理頂きたい。可能ならば、原案に防災実施計画終了後の武庫川での扱いについて記述して頂きたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P52)(推進P8)	A
88	減災対策	論点意見書 25	推進計画p12の参考資料の1の(1)の「土地取引時の情報提供」は、減災対策検討会の議論では家屋を含んでいたが、この表現では汲み取れない。「土地・家屋取引時の情報提供」に修正されたい。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(推進P12)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
89	減災対策	論点意見書 25	原案 p52「河川監視カメラ画像の配信」は先行して実施済みと思われるが、対策としての記載でよいのか確認されたい。(なお、監視カメラ画像配信は有効なツールである。積極的に十分なPRを)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P52)	A
108	減災対策	修文意見書 (7/28)	p24 ウ水防体制の強化の後 追記 エ 土地利用の適正化(項目を新設) 〔意見追加の理由〕 重大な項目漏れである。具体的修文は7月21日付中川意見書2.3の趣旨に沿うべき。ここでは特に水害危険度の高い区域に人口と資産が集中している現状を述べ、どのような方法で解決すべきかを述べる。	奥西委員	委員ご指摘の土地利用の適正化に関連する事項については、水害に備えるまちづくりに関連する内容であり、「住民の避難等に必要な河川情報の提供と水防体制の強化」に追加する事項ではないと考えられます。ご指摘の事項については、推進計画の参考資料具体策3として、減災のための土地利用や住まい方の誘導に向けて、県、流域市で検討を進めることを記載しています。	なし	A
		修文意見書 (8/9)	1 〔具体の修文案〕 修文案の位置に誤りがあった。21ページの(3)減災対策 が正しい。ここは現状と課題を書く。もっとも危険な場所にもっとも多くの人口と資産が集中している現状から目を逸らすべきではない。	奥西委員	修文を検討します。	あり(P21) (推進P3)	A
122	減災対策	修文意見書 (7/28)	p39 3 減災対策 末尾 追記 少なくとも人命損失は発生させないことを目標とする。 〔意見追加の理由〕 抽象的表現だけでは目標がないに等しい。	奥西委員	減災対策の目標に「人的被害の回避・軽減・・・を目指し洪水被害を軽減させる。」と既に記載しています。	なし	A
		修文意見書 (8/9)	1 p39 4 減災対策 修正 〔修正の理由〕 「人的被害の軽減」という文言は死者が出ることを許容したような表現であるから不可。	奥西委員	人的被害の回避と記載しています。これは、流域委員会で審議いただいた基本方針に記載している文章であり、死者が出ることを許容していることは決してありません。	なし	
127	減災対策	修文意見書 (7/28)	p52 3 減災対策 追記 「3 減災対策」に(5)と(6)を追加 (5)減災のための合理的な土地利用への誘導 (6)まちづくり計画とタイアップした減災対策の推進 〔意見追加の理由〕 遺漏であると思われる。	奥西委員	ご提案の (5)減災のための合理的な土地利用への誘導 (6)まちづくり計画とタイアップした減災対策の推進 については、原案に記載の (4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) に含まれていると考えています。	なし	A
		修文意見書 (8/9)	1 〔修正の理由〕 127の県の考え方に対する修文意見 県の考え方に「(4)に含まれている」とあるが、含まれていない。	奥西委員	水害に備えるまちづくりに含まれると認識していますが、具体的に記載します。	あり(P52) (推進P10)	
133	減災対策	修文意見書 (7/28)	p35 3 総合的な治水対策の推進 2段落目 追記 〔具体の修文案〕 ...発生に備え、低水護岸や高水護岸の水衝部などの侵食・決壊から生ずる災害の起こりにくい築堤技術の研鑽に努めるなど、河川対策や流域対策... 〔意見追加の理由〕	草薙委員	ご意見は、堤防強化に関することではありますが、原案では河川対策の目標及び河川対策の実施に関する事項の中に堤防強化の項を設け、ご意見の趣旨を記載しています。	なし	A



整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			近年の異常気象による集中豪雨では、いろいろな対策を実施しても堤防からあふれることを完全に防止することは困難と考えます。しかし、流水が激しく当たる水衝部は侵食により破堤につながる。このような現象を防止するための方策について、具体例を記述することで、住民は理解しやすくなると考えます。				
136	減災対策	修文意見書 (7/28)	p52 (4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える) 追記 〔具体の修文案〕 水害時に深い浸水深となる地域において、適切な土地利用誘導や上層階避難... 〔意見追加の理由〕 減災検討会等で推進計画の「参考資料」にあるようになりかなり具体的に提案しており地元行政と協力して都市計画的対応を早急に図ることについて より強力な意思を表現すべきである。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文します。	あり (P52) (推進 P10)	A
163	減災対策	修文意見書 (8/9)	p23 表 2.2.2 追記 〔具体の修文案〕 市へ配信するとあるが、河川監視画像は記述してあるが、その他の部分ではどのような媒体で配信するのか記述しては。	池淵委員	P22 に「フェニックス防災システム等により市に提供している。」と記載済みです。	なし	A
164	減災対策	修文意見書 (8/9)	p23 表 2.2.3 兵庫県防災ハンドブック 修正 〔具体の修文案〕 ...基礎知識をとりまとめている。	池淵委員	ご意見の趣旨を踏まえ修文します。	あり (P23)	A
(10)	減災対策	整理表 64	減災対策については、基本的な位置づけ、県の役割の明確化、土地利用規制にかかわる問題、情報提供のことも含めて、加筆の必要性があるのではないか。	-	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。  ・基本的な位置づけは、推進計画の「第1章 はじめに」に県、市協力して進めるスタンス、制度、枠組み(要綱、組織、計画)など、現時点で想定される推進の位置づけを強調して示しています。 ・県の役割の明確化は、85と同じです。 ・土地利用規制にかかわる問題は、84、84-1、127-1、136と同じです。 ・情報提供については、85、150と同じです。	あり (P51) (P52) (推進 P10)	A
150	減災対策	流委発言 64	情報発信の受け手側の地域防災力の向上も書き加えてほしい。	池淵委員	推進計画には、地域で自助、共助の取組が進むよう住民の取組の支援に努めるよう記載しています。	なし	A
	減災対策	県修文	-	-	河川監視画像の整備が進んだことに伴う修文	あり (p23)	A
24	減災対策	県修文	-	-	表現に誤りがあったため、修文します。	あり (推進 P2)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
21	動植物の生活環境の保全再生	57 113 修	<p55 2行> p1の「河川整備に際しては多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じ、生物多様性の保全に配慮すること」を明記。環境2原則の根底にある考え方なので。 〔修正の理由〕 住民にわかりやすい内容とするために、修文を行った方がよいと考える。ただし、環境に関する審議がまだ行われていないため、具体的な修文案は、審議後に提案したい。 【 にも関連】	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P55)	A
				浅見委員	【具体的な修文案の提示あり 143、144、145】	なし	
143	動植物の生活環境の保全再生	論点意見書 30	評価した「優れた生物の生活空間」の図示 原則1と2の評価結果(対象とした種の分布状況や「優れた生物の生活空間」など)は、「2つの原則」を適用する上でも、事業実施後の状況を評価する上でも欠かせない情報である。そこで、「優れた生物の生活空間」や「配慮を検討すべき空間」として抽出された場所を、整備計画(原案)にわかりやすく図示することを提案する(第55 回流域委員会資料5-7のp.51を想定)。可能ならば、「河川対策の施工の場所」(整備計画(原案)のp.50)と重ね併せて示すことが望ましい。これにより、「2つの原則」に関する関係者の理解も深まると考える。なお、図を追加する場合には、現場担当者や住民にわかりやすく伝えるための修文も、同時に検討されることを希望する。	浅見委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P55) (P56) (P57)	A
		修文意見書 (8/17)	1 p57-2 図4.3.1、P.57-3 図4.3.2 修正 〔具体的な修文案〕 図4.3.1について 優れたユニットレベルの1～6の色調を例えば緑～青系のグラデーションなどに変えられないか(図4.3.2の赤系との対比はよい) 図4.3.1及び図4.3.2 施工場所の図4.1.21(P50)と比較して 区間の表示がないがよいのか 〔修正の理由〕 単純な見易さの問題(レベルの色の差がわかりにくいので)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P57)	
144	動植物の生活環境の保全再生	論点意見書 30	わかりやすい解説資料等の作成に関する記述 事業実施段階で検討可能な詳細な対策手法については、これ以上、言及する必要がないと考える。しかし、本整備計画の記述のみで、実現性のある対策を実施するのは困難とも考える。「事業実施にあたっての課題」や「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則の適用について」(第55 回流域委員会資料5-7)をもとに、何を目的にどのような点に留意して事業をすすめればよいのかを解説する、わかりやすい資料を作成することが望ましい。資料の作成には時間を要すると予想されることから、整備計画(原案)に対しては、このような資料を作成する旨、記述することを提案する。	浅見委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P55)	A
145	動植物の生活環境の保全再生	論点意見書 30	河川対策との整合性の確認 治水と環境との両立をめざした(事業区間内での保全・再生が困難な場合には、事業区間外も視野に入れた)戦略的な環境保全措置を講じるためにも、河川対策との整合性の確認結果	浅見委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P55) (P57)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			について言及することを提案する。			(P58) (P60)	
22	動植物の生活環境の保全再生	57 114 修	< p59 7行、p60 16行 > 再生できない可能性があるので、その場合は、代償措置 ・ ・ 可能性があるので、代償措置 ・ ・ 「その場合は」を削除。 再生できない可能性があるのだから代償措置は当然に採用する。また、日本語としても意味不明。	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文します。	あり (P59) (P60)	A
	動植物の生活環境の保全再生	県修文	-	-	表題と文章の整合を図るため、修文します。 (「瀬・淵やワンド等」に統一)	あり (P60)	A
23	動植物の生活環境の保全再生	57 119	<u>3号床止での落差が大きくなるが、これに対して「生物移動の連続性確保に十分対処する」旨を、「第4章・第1節・1(1) 下流部築堤区間」に追記する。</u>	川谷委員	堰等の撤去に併せて、上流側の床止めに設置している魚道を改良することを、『第4章第3節1(2) 武庫川下流部築堤区間』P57 L29~32 に記載しています。	なし	A
24	動植物の生活環境の保全再生	57 132	<u>近年武庫川にも天然アユの遡上が確認されたことを明記すべき。</u>	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P7)	A
		修文意見書 (7/12)	1 異議なし(「今後引き続き観察の必要がある」旨の文章を追加した方がよい。) 〔修正の理由〕 まだアユの遡上が定着したとまでは言えない。	岡田委員	『第4章第4節3 モニタリング』P64 に記載のとおり、モニタリングはアユに限らず実施することとしています。(27の修文に関連)	なし	
	動植物の生活環境の保全再生	県修文	-	-	支川の各工区の環境の状況が、誤解を招く恐れのある表現であるため修文します。	あり (P55)	A
	動植物の生活環境の保全再生	県修文	-	-	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の対応の考え方を追記します。	あり (P55)	A
		修文意見書 (7/12)	P55 動植物の生活環境の保全再生 専門家の意見を聴くとともに・・・も含め 〔修文の理由〕環境分野に関しては、視点の異なる多方面の意見をもとに検討が必要と考えます。	草薙委員	文頭に『関係機関や地域住民の協力のもと』と記載しているため、委員ご指摘の点については、反映済みであると考えています。	なし	
39	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/12)	P3 動植物の生活環境の保全・再生 環境についてはまだ審議されていないため、未修文 〔意見追加の理由〕 武庫川を特徴づける動植物の生息・生育に限らず、どこにでも生息する動植物も大切にすべきである。	佐々木委員	【第65回武庫川流域委員会で議論済み】	なし	A
66	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/12)	P28 (1) 動植物の生活環境の保全・再生 後ろから2つ目の段落 1行目と2行目の行間を他の行間と統一する。 〔意見追加の理由〕 行間ミス	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、体裁を整えます。	あり (P28)	A
97	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書 (7/28)	河川改修と環境2原則の調和方法について 7月15日付の奥西意見書(第106回運営委員会資料3-1)では環境2原則を満足しない河川改修は実施しない旨の修正案を述べているが、これは整備計画書の全般に関わる重要事項で	奥西委員	97-1へ移行したため済み	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			あり、委員の間でも意見が分かれていますので、討議が煮詰まるのを待って修文案を提出したい。				
		修文意見書(8/9)	1 p57 (2)「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策 末尾追記 〔具体の修文案〕 修文位置を訂正 p57 の末尾ではなく、 の前に追加(修文内容を改訂) ・・・必要な対策を実施する。 これらの生態環境が失われないよう、必要な保全策を講じる。特に武庫川峡谷の生態系は失われると再生が困難であること、および他の場所での再生が意味を持たないことに鑑み、河川工事に先立って戦略的な環境保全措置を講じる。 〔修正の理由〕 浅見意見書(第65回流域委員会資料4)の趣旨に則り修文案を改訂。 【128】の修文にも関連】	奥西委員	第65回武庫川流域委員会での審議の通り、「2つの原則」の適用は、戦略的な環境保全措置に相当するものと考えています。河川整備にあたっては、この「2つの原則」を適用することとしておりますので、武庫川峡谷を特筆する必要はないと考えています。	なし	A
128	動植物の生活環境の保全再生	修文意見書(7/28)	p57 武庫川下流部築堤区間(河口～JR東海道線橋梁下流 約5.0km) 末尾追記 これらの生態環境が失われないよう、必要な保全策を講じる。特に武庫川峡谷の生態系は失われると再生が困難であることに鑑み、河川工事に先立って戦略的環境影響評価を実施し、生態環境が保全されることを担保する。 〔意見追加の理由〕 ここは河川整備の具体的実施について書く部分である。現状を書くだけでは不可。「担保」に関しては要討議。	奥西委員	【97-1の意見に置き換え】	なし	A
129	動植物の生活環境の保全再生	修文意見表(7/28)	P28 (1) 動植物の生活環境の保全・再生 後ろから3つ目の段落 魚道等の設置はされているが、・・・移動の連続性は十分に確保されているとは言えず、 〔修正の理由〕 現在の横断工作物に設置されている魚道等の構造は満足すべきものではないことを魚類の生態系に関する専門家等からは多くの指摘がある。	岡田委員	委員の意見のご趣旨は、P28『第2章第2節3(1)動植物の生活環境の保全・再生』に記載済みです。	なし	A
137	動植物の生活環境の保全再生	論点意見書28	〔修文〕原案 p.60 (3)天然アユが遡上する川づくり の文を以下のように修文する。 アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけて、河川整備や環境改善に取り組む。このため、現在、アユの現存量分布、産卵場、天然アユの遡上、仔アユの降下等の生息実態調査を実施しており、いる。今後、潮止堰の撤去を前提としてより効果的な調査の実施を視野に入れ、調査の結果を踏まえて、移動の連続性や、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、関係機関や地域住民の参画と協働のもと、その実施可能なものから取り組んでいく。 (理由)潮止堰の可及的早期実施を踏まえて、堰の一時転倒によるリスク発生に配慮し、一時転倒の効果を視野に入れた有効なアユ調査を行うことは関係者全員の願いである。	村岡委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 (第65回流域委員会での審議結果をもとに村岡委員と田村意見の意見を合体して回答)	あり(P60)	A
139	動植物の生活環境	論点意見	<原案 P60> (3)天然アユが遡上する川づくり	田村委員			

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
	境の保全再生	見書 29	(修文案) このため - - - 生息実態調査を経年実施している。その結果を踏まえて - - - 地域住民の参画と協働のもと、堰や床止工及び付随する魚道の撤去や改善などを含め実施可能なものから取り組んでいく。また、出来る限り早く多くのアユ等の遡上・降下を実現するため、地域住民や関係機関の参画と協働のもと実態調査やモニタリング調査を行い、適宜水辺の小技による魚道改善や産卵場の造成を行う。 (修正理由) 「天然アユが遡上する川づくり」を掲げ、アユを武庫川のシンボル・フィッシュとして位置づけたことは高く評価したい。その意味でも川づくりに向けたもう少し積極的かつ具体的な記述をする必要がある。武庫川全川を通じてアユなどの移動をスムーズにするため、20年間の河川整備に関わる整備事業区間以外についても河川構造物の撤去や改善について積極的な記述が必要と考える。また、整備事業期間 20年の早い時期にアユ等の遡上・降下量を増大させるための調査や水辺の小技の実施を行う必要がある。 P57 イ主な対策 対策1で床止めの設置している魚道の改良について触れているが、あくまでも武庫川下流部築堤区間(河口～JR 東海道線橋梁下流約 5.0km)の河床掘削に関わる区間についての記述である。				
151	動植物の生活環境の保全再生	運委発言 106	下流部掘込区間についても、上流部と同じようなイメージ図を示してほしい。	法西委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P58)	A
154	動植物の生活環境の保全再生	流委発言 65	身近な自然再生について、市民が取り組むのを行政が協力するというだけではなくて、行政の側も積極的に取り入れていく、市民にアプローチしていく、市民と連携していくという相互作用が大事である。流域連携という中でどうしていくのかということにも絡んでくることであり、整備計画きちんと書き込んでおかないといけないのではないか。	法西委員 委員長	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P55)	A
155	動植物の生活環境の保全再生	流委発言 65	P58の生瀬のレキ河原の写真はH16出水直後の特殊な状態ものと思われる。この場所は、出水前は樹林化していたが、洪水により川の様相が変わってしまった。誤解のないよう出水直後の写真を使うような場合は、いつの写真であるにかなるような配慮が必要である。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ、出水直後ではない写真に差し替えます。	あり(P58)	A
(11)	動植物の生活環境の保全再生	整理表 61	工事着手前に新たな貴重種情報を入手した場合の対応は、環境や推進体制のところで議論する。	-	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P57)	
21	動植物の生活環境の保全再生	県修文	-	-	節・項の順序に記載漏れや誤りがあったため、修文します。	あり(P56)(P57)(P60)	
23	動植物の生活環境の保全再生	県修文	-	-	優れた「生物の生活空間」の中核的な範囲、配慮を検討すべき「生物の生活空間」として抽出したユニットの重複状況と事業区間の位置を示した図に関して、これら前文の解説との関連をより分かりやすく示すため、修文します。	あり(P57)	
46	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	P7 5 自然環境・景観 3段落目に追記挿入 中流の峡谷部は、「渓谷ならではのダイナミックな流れを含む」貴重な自然景観... 〔意見追加の理由〕	佐々木委員	個人で印象が異なる抽象的な表現は、適切ではないと考えます。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			音を立てて水しぶきをあげながらダイナミックに流れる様相も、景観としての貴重な遺産である。				
		修文意見書(7/28)	1 〔具体の修文案〕 46 修文意見書(7/12)に具体の修文案を記載。 〔修正の理由〕県の回答に対する回答 ダイナミックな流れは個人的印象による抽象表現ではない。前回の修正案の理由に詳細を記載していなかったため、専門的な方向から追加の再説明をする。多自然型の川づくりや日本庭園の流れ、ジャブジャブ池の流れなどを計画する際に求められる条件の一つで、とくに多自然型の流れを計画する際には、瀬や淵、蛇行などと同様にダイナミックな流れも併せて求められる。その中のダイナミックな流れとは、生きた川の流れを表現するもので、攪乱や動的平衡を含むものである。その動的平衡の中に生命が宿るという理論を立てられている生物学者のベストセラーも存在する。そのような関係から、景観の表現として、武庫川峡谷では人工的に流れの改修を行わなくても既に自然体で生きた川の流れ、つまりダイナミックな流れが存在し、そこには多くの貴重種が存在するという事実と、その表現により、峡谷の景観イメージが一般の人にもつかめやすいということで、基本方針からさらに進んだ整備計画での表現として追記したものである。【67】にも関連	佐々木委員	「ダイナミック」という表現が適切に武庫川峡谷での川の流れを表現しているのか判断しかねます。このため、この言葉を除き修文を検討します。	あり(P7)	
		修文意見書(7/12)	P7 5 自然環境・景観 4 段落目に追記挿入 下流部は、「ゆったりと蛇行しながら」複断面河道... 〔意見追加の理由〕 下流域の大きな特徴はゆったりと蛇行している様相である。	佐々木委員	46と同じ。	なし	
47	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/28)	1 〔具体の修文案〕 47 修文意見書(7/12)に具体の修文案を記載。 〔修正の理由〕県の回答に対する回答 河床勾配が緩勾配で、さらに緩やかに蛇行を繰り返す様相を一般の人に景観的に理解しやすい表現として追記した。上流部と下流部でゆったり流れるイメージが武庫川らしさを表現していると考え。個人的印象による抽象表現ということではなく、いかに武庫川らしさを一般に向けて表現し、理解してもらうかの問題である。基本方針でもこの表現は使われている。	佐々木委員	基本方針では曲がりくねった様から武庫川上流部に限り、蛇行という表現を使用しており、下流部では使用していません。上流部に比べ、市街地を貫流する下流部では適切な表現でないと考えています。	なし	A
48	良好な景観の保全・創出	修文意見書(7/12)	P7 5 自然環境・景観 追記 未修文 〔意見追加の理由〕 河川とつながるダムやため池などの河川施設の自然環境や景観についても記述すべきである。	佐々木委員	P7『第2章第1節5自然環境・景観』では、自然環境・景観について記載しており、委員ご提案のダムやため池などの人工構造物について記載することは適当でないと考えています。	なし	A
		修文意見書	1 〔修正の理由〕 48の県の考え方に対する修文意見 建設後かなりの時間が経過した河川施設である千苅ダムや青野ダムで形成された自	佐々木委員	P7『第2章第1節5自然環境・景観』では、自然環境・景観について記載しており、委員ご提案のダムやため池などの人工構造物や人工景観に	あり(P13)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		(8/9)	然環境や景観は評価されつつあるが、記載することが適当ではないというところは理解し難い。とくに千苅ダムは近代土木遺産である。		ついて記載することは適当でないと考えています。ただし、千苅ダムは文化財保護法により登録有形文化財に登録されていることを踏まえ、P13-1『第2章第1節10 河川水の利用』で修文を検討します。		
67	良好な景観の保全・創出	修文意見書 (7/12)	P28 (2) 景観 ...渓谷部は、貴重な自然景観が保たれダイナミックな流れを貴重な自然景観の中心に、名称を持つ淵や... 〔意見追加の理由〕 自然浄化作用のある溪流部での景観はダイナミックな流れそのものが貴重な財産として評価できる。	佐々木委員	46-1と同じ。	あり (P28)	A
68	良好な景観の保全・創出	修文意見書 (7/12)	P29 (2) 景観 下流部堤防上に展開するクロマツの並木は、古くから武庫川下流の景観イメージとして受け継がれてきたことを記述する。 景観の審議は集約されていないので未修文 〔意見追加の理由〕 河口から宝塚までの武庫川の堤防に残るマツの風景は、かつて浮世絵に描かれたり文豪が句を詠んだりと歴史ある武庫川の景観の一要素であるとともに、昔の水害防備林であった可能性がある。西宮の浜から夙川～芦屋の浜にあった松林はかつて潮害防備林（防潮林）であったものが河川に沿って水害防備林になったのではないかという説もあり、詳しく調査してみたいと思うが、古来受け継がれてきた重要な景観の要素であり、保全すべき遺産のひとつであると考え。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P29)	A

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
140	良好な景観の保 全・創出	論点意 見書 29	<p>&lt;原案P61&gt; 2 良好な景観の保全・創出</p> <p>(修文案) 地域の風景として - - - 保全・創出に努めていく。とくに武庫川に基軸をおいた街並み景観、橋梁・道路景観、田園景観など都市・農村計画との整合を図りながら武庫川らしい特色ある景観づくりに努力する。また、中流武庫川峡谷は阪神間市街地に近接した自然的景観地域であり、周辺自然環境及び伝承資源などと一体となった特色ある景観の保全にも努める。</p> <p>河川整備の際には、 - - - 施設整備に努めていく。具体的には、可能な - - - 緑化修景にも努める。とりわけ甲武橋以南の武庫川高水敷及び堤防上には古くから樹林が発達しており地域景観にとって貴重な緑地景観でありまた小動物の生息の場となっている。とくに西宮市では一帯を第1種風致地区に指定し都市の骨格的緑地と位置づけている。このようなことから堤防強化、河床掘削など河川整備にあたっては地域住民や関係機関を交えた十分な検討と適切かつ景観的影響負荷を極力低減する工法の採用などに努める。また、河口部では - - - 進めていく。</p> <p>(修正理由)</p> <p>武庫川とこれを取り巻く地域景観は基本的に各自治体により景観法や都市計画法、緑の基本計画、その他条例によりそれぞれの自治体独自の観点から適切な施策が展開されるべきである。しかし、自治体間の温度差により武庫川を一帯としてとらえた景観づくりにならないことも十分危惧される。また、河川行政と都市計画行政、道路行政、農業行政、公園行政などの不一致、不整合が起因し見難い景観が出現した例も多々ある。</p> <p>これらを改善し武庫川に基軸をおいた武庫川からみた景観づくりのあり方を検討し方向付けるような施策が今後必要と考える。そのためより具体的に景観創造についての意気込みを記述し、関係機関や地域住民に協力を求めることが重要と考える。</p> <p>また、下流部築堤区間においては堤防強化や河床掘削などの事業との整合性を図りながら既存の良好な緑地景観を維持し、改変するにしてもミティゲーションに配慮した工法や地元住民との適切かつ的確な合意形成方法が必要である。</p> <p>以上の理由から補強となる修文を提案する。 【8-3の修文にも関連】</p>	田村委員	委員のご意見の趣旨も踏まえ、修文を検討します。(添付資料3参照)	あり (P29) (P40) (P61)	
		修文意 見書 (8/17)	<p>1 P.61-1 2 良好な景観の保全・創出 追加</p> <p>【具体の修文案】</p> <p>2 良好な景観の保全・創出</p> <p>自然景観を基調と - - - 歴史・文化といった沿川各地域の特性にも配慮した川づくりや地域と一体となった景観形成に努める。 - - - なお、地域のまちづくりに - - - 景観づくりに向けて協力するだけでなく、地域特性や場所性に配慮し、地域住民とも連携しながら河川管理者として必要な都市景観への提案を行う。</p> <p>【修正の理由】</p> <p>140-2の修正理由と同じ。地域住民、県、市、各部門の連携と協働が不可欠。</p>	田村委員	委員のご意見も踏まえ、修文を検討します。なお、景観法上、基本的には景観行政団体である市が景観行政を主体的に行う役割を担っており、河川管理者が先導的に都市景観の提案はできません。このことから、『第4章第3節2良好な景観の保全・創出』に記載の通り、「河川整備にあたっては、河川が地域景観を構成する重要な景観要素のひとつであることを念頭におき、関係機関や地域住民と連携するなかで治水との整合を図りつつ、施設整備に努める。」「地域のまちづくりにあわせた川の景観づくりが必要な場合には、各市と連携し、地域の個性に配慮した景観づくりに向けて協働して取り組む。」と記載しており、委員のご意見は反映していると考えています。【第109回運営委員会確認】	あり (P61)	



整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
		修文意 見書 (8/17)	<p>2 資料4-1 添付資料3 修正</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>1. 景観行政に対する - - - 地域のまちづくり - - - 景観づくりについては、武庫川としてもっとも相応しい河川景観を地域住民、県、市等が連携・協働して検討する。また、行政内部の部門間連携なども緊密にし、よりよい河川景観づくりにむけ努力することが必要である。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>武庫川は各市を貫流しており、市境、対岸など沿川各市の景観行政に任せるだけでは武庫川としての魅力ある景観形成が困難なケースが想定される。そのため地域によっては河川管理者が地域住民の参画と協働のもとその地域の武庫川に相応しい河川景観と周りの都市景観を先導的に検討し提案することも必要と考える。</p> <p>たとえば地域住民、県、市等の連携・協働が必要なケースとしては以下が考えられる。</p> <p>河口部付近：将来汽水域の拡大や干潟造成などにより親水性と生物層が豊かな河川空間となることが期待される。その河川整備にあわせて周辺の都市景観や土地利用が再整備されることが必要となってくる。また、河川空間および都市空間での緑化や親水性を増進するような景観整備が望まれる。</p> <p>(現在は西宮市は第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準工業地域に指定され、尼崎市は工業専用地域で景観的にはバラバラであるとともに、コンクリート護岸や工場など無機質な景観となっている。)</p> <p>下流仁川合流点から上流付近：右岸は西宮市、宝塚市、左岸は尼崎市、伊丹市の境界が入り交じっている。</p> <p>またこの付近は以前アユの産卵場と想定されていた場所で、砂礫河原や百間樋、六樋など特色ある施設が集まる場所でもあり、左岸からの甲山眺望景観など特徴的な景観的ポイントとして重要な場所である。将来このような特徴を活かした河川景観と沿川都市景観の整備が望まれる。</p> <p>(現在は西宮市は第1種住居地域、準工業地域、宝塚市は準工業地域、工業地域に指定され、尼崎市は第1種住居地域、第1種中高層住居専用地域、伊丹市は準工業地域に指定されている。このように武庫川からみた景観形成といった視点は皆無である。また、対岸や隣接市との整合性に配慮した都市景観を目指しているとはとても言い難い。)</p> <p>宝塚中心市街地付近：武庫川を挟んでマンション群が隙間なく立ち並ぶとともに、高水敷も日陰となる樹林もなくとても憩いの場とは言えない。上流ではH16年台風豪雨後の県道整備工事にともなう護岸がコンクリートのパッチワークのような見難い様相を呈している。これらの経緯はともかく河川サイドと都市サイド、河川と道路といった連携・協働的取り組みが十分なされた結果とはとても思えない。</p>	田村委員	委員ご指摘の箇所は、流域市への意見照会結果であるため、修正することはできません。	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		流委発言 <sup>65</sup>	下流部の河川敷の樹木は、渡り鳥等が利用しているため、生物多様性の観点からも保全する必要があるのではないかと。 (浅見委員)下流部の樹木を、生物多様性の中で捉えるのは難しい。川を川の環境として取り戻すことをP61あたりに記載してはどうか。	田村委員	委員のご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P61)	
153	良好な景観の保全・創出	修文意見書 (8/17)	1 P.61-1 第2段落 修正 〔具体の修文案〕 ・現在の自然環境を保全するだけでなく、・・・、自然環境を積極的に活用し育てること・ ・現在の自然環境を維持するだけでなく、・・・、自然環境に積極的に働きかけること・・・ 〔修正の理由〕 153の中の「川を川の環境として取り戻す」の意味での修文ならせめて上文のほうが誤解がない。	中川委員	委員ご指摘の箇所については、『生物多様性ひょうご戦略』をもとに記述したのですが、誤解を招くということであれば、修文を検討します。	あり (P61)	
	良好な景観の保全・創出	県修文	-	-	表現を適切にするために修文します。	あり (P7) (P29)	A
181	良好な景観の保全・創出	修文意見書 (8/17)	P40 2 良好な景観の保全と創出 追記 なかでも武田尾の溪谷美は、市民の共有資産として愛されており、次世代へ申し送るよう保全しなければならない。 〔修正の理由〕 上記溪谷は、阪神間の市民に広く愛されている。武庫川の自然環境を代表するものであるから。	酒井委員	『第3章第5節2 良好な景観の保全・創出』に記載の通り、武庫川峡谷の自然環境を保全することとしており、委員のご提案の趣旨は反映済みであると考えています。 なお、『第4章第3節2 良好な景観の保全・創出』にも同様の趣旨が記載されています。	なし	
25	水質の向上	57 126 修	<p30 22行> 羽束川・波豆川流域水質保全協議会の説明箇所、・・・地域の住民団体とともに 住民組織(自治会やまちづくり協議会を意味するならこれらは任意団体ではなく住民組織)	中川委員	羽束川・波豆川流域水質保全協議会規約の第4条第1項によれば、「協議会は、羽束川・波豆川流域の三田市高平地区及び宝塚市西谷地区の住民団体等並びに神戸市、三田市及び宝塚市の関係行政機関により構成する」とされていることから、「住民団体」と表現しています。	なし	A
		修文意見書 (7/28)	1 〔具体の修文案〕 住民団体等 〔意見追加の理由〕 規約の表現と合せる	伊藤委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P30)	A
26	水質の向上	57 127 修	<p62 18行> 水質指標による調査の項、 <u>支川も含めて</u> を挿入 住民が関わりやすいのは支川。同時に簡単に水質が変化(悪化の方向に)するのも支川。 <u>地域住民の参加で支川での水質悪化を早期にキャッチできるしくみも意識して欲しい。</u>	中川委員	わかりやすい水質指標による調査については、環境学習の一環として、その実施を関係機関と連携して検討することとしています。対象箇所などの詳細については、地域特性も踏まえて、その際に検討したいと考えています。	なし	A
70	水質の向上	修文意見書	P29,30 (4) 水質 ...未審議につき未修文	佐々木委員	「白い泡」は、武庫川峡谷以外でも確認されているため、修文を検討します。なお、「白い泡」の記述は、4行程度の説明であることから、詳述	あり (P30)	A

整理番号	項目	意見区分	修正意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修正有無(該当頁)	整理状況
		(7/12)	〔意見追加の理由〕 水質は環境基準を達成しているが、多量の泡が流れていたり、滞留している箇所があることを実態として記述しておく必要がある。また、30頁の「白い泡」の記述のみが大変詳細に記述されており、他の記述との乖離がある。「白い泡」については資料編に掲載することが望ましい。		に記載しているとは考えていません。		
71	水質の向上	修正意見書 (7/12)	P30 (4) 水質 最後から2番目の段落 神戸市の記述に千叡ダムの水質の実態について記述しておく。 未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 神戸市での取り組みを記述した段落では、千叡ダムの水質の問題についても実態を記述しておく。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。	あり (P30)	A
77	水質の向上	修正意見書 (7/12)	P40 4 水質の向上 追記 自然浄化機能がはたらくために必要な水量を維持し水質の向上に努めることを追記する。 未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 水質の向上に必要な水量を配慮すべきである。	佐々木委員	自然浄化機能の向上については、P62『第4章第3節4水質の向上』に記載の通り、河積に余裕がある箇所において地域住民とともにオギやヨシ等の水生植物を再生することとしています。自然浄化機能は、瀬や淵、湛水している箇所などの河道内の形態の違いや、望ましい水量・水位が場所ごと異なることによってその能力が異なることから、必要な水量だけに着目して維持することは困難であると考えています。	なし	A
112	水質の向上	修正意見書 (7/28)	p29 (4)水質 1段落目 追記 武庫川の上流域は良好な水質を保っており、中・下流域の水質も下水道の普及等により改善され、現在は環境基準を達成しているが、 <u>水質類型がCで水道取水に適さない区間については少なくともB類型に格上げする必要がある。</u> 〔意見追加の理由〕 武庫川らしい水質は、汽水域を除きAまたはB類型である。	奥西委員	【112-1の意見に置き換え】	なし	A
112	水質の向上	修正意見書 (8/9)	1 〔具体の修正案〕 112の修正意見に対する修正意見 武庫川の上流域は良好な水質を保っており、中・下流域の水質も下水道の普及により改善され、現在は <u>現行の環境基準を達成している。しかし、武庫川が目指すべき水質目標はまだ設定されていない。</u> 〔修正の理由〕 A,B,Cの水質類型で水質の善し悪しを計ることは出来ないことを理解したので、修正案を改訂。村岡委員の意見も聞きたい。	奥西委員	修正を検討します。	あり (P62)	A
157	水質の向上	流委発言 <sup>65</sup>	よりよい水質、より豊かな水量の確保に向けて前向きに取り組む姿勢を書き込んでほしい。	村岡委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修正を検討します。ただし、水質については、環境基準を満足する状態を維持しておりますが、更なる水の「質」の向上に向けて取り組むことを『第4章第3節4水質の向上』に記載しています。	あり (P54)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/9)	1 p40 4 水質の向上 追記 〔具体の修文案〕 ...関係機関や地域住民と連携して、環境基準の類型格上げや類型適用区間の見直しも視野に入れ、更なる水の「質」の向上に努める。 〔意見追加の理由〕この修文意見は村岡意見「157水質の向上」に関連する。水質の向上を記述する以上は、シビルミニマムの水質目標値である環境基準の改良を視野に入れるのは当然である。具体的には下流部のC類型(BOD 5 mg/L)をB類型(同3)に格上げすることが考えられる。原案 p.12 のグラフからも読みとれるように、甲武橋の BOD はここ 10 数年 2 mg/L 前後を推移している。(2000 年のみ 3 mg/L 程度か。) 従って環境基準の見直しの要件からみても、整備計画期間でこの改良を避ける理由がない。 また、B 類型は水産 2 級(サケ、アユ)、C 類型は水産 3 級(コイ、フナ)であり、アユをシンボルフィッシュと謳う以上、環境基準を満足していることをもって C 類型のままでおくことは整備計画として矛盾している。	村岡委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。ただし、P40『第3章第5節4水質の向上』ではなく、P62『第4章第3節4水質の向上』で修文を検討します。	あり(P62)	
		修文意見書(8/17)	2 〔具体の修文案〕 P.62 4 水質の向上 前文2行目に加筆 ^^^環境基準の類型等格上げや類型適用区間の見直し等の見直しを^^^ 〔修正の理由〕 村岡委員の意見に賛同 【112】にも関連】	委員長	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P62)	
28	流水の正常な機能	修文意見書(7/12)	P.25(1)項L.1~5の記述は武庫川の現状に合うように修正し、期間区分についての検討結果を追加明示することを提案する。	岡田委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P25)	A
62	流水の正常な機能	修文意見書(7/12)	P25 (1) 正常流量の確保 未審議のため未修文 〔意見追加の理由〕 とくに下流域での農業用水や工業用水はかなり減少していると思われるが、利用の傾向についても示しておくべきである。	佐々木委員	P25「第2章第2節3(1)正常流量の確保」に記載の通り、農業用水については灌漑面積が減少していること、また、水道用水、工業用水の実績取水量については、『河川整備基本方針 利水に関する資料』P5に記載済みです。	なし	A
63	流水の正常な機能	修文意見書(7/12)	P25 (1) 正常流量の確保 5段落目に追記 ダムの提帯の安全性チェックに関する記述をする。 〔意見追加の理由〕 洪水吐きの放流能力不足から考えられる堤帯の安全性に関し、現段階で県が行なった措置を記述しておくことが望ましい。	佐々木委員	千苅ダムの安全性に関する基本的な考え方についての資料(添付資料2)については、ご意見の趣旨を踏まえ、資料編への添付を検討します。	資料編対応(添付資料6)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
64	流水の正常な機能	修文意見書 (7/12)	P26 (1) 正常流量の確保 最後に追記 正常流量については未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 かつて多くの生物が生息した頃の水量と比較すると、現在設定されている正常流量は減少しているという実態を記述する。	佐々木委員	正常流量は、維持流量と水利流量から成る流量であり、低水管理上の目標として定める流量であることから、正常流量が減少することはありません。	なし	A
65	流水の正常な機能	修文意見書 (7/12)	P27 (3) 水循環 審議が集約されていないため、未修文 〔意見追加の理由〕 地球温暖化による海面上昇が及ぼす水辺環境の保全・創出等への影響と地下水への影響等を含めて課題として記述しておく。	佐々木委員	『水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適用策のあり方について答申』平成20年6月(社会資本整備審議会)では、気候変化の予測には不確実性を伴うことから、「順応的」アプローチが必要とされています。現状では海面上昇が及ぼす水辺環境や地下水への影響について、具体的かつ定量的に捉えることができません。このことから課題については記載せず、海面水位の上昇に関する現状認識について修文を検討します。	あり (P18)	A
74	流水の正常な機能	修文意見書 (7/12)	P39 1 正常流量の確保 未審議であることから未修文 〔意見追加の理由〕 武庫川の特質として、渓谷としての景観や生物の生息、さらに自然浄化作用がはたらくのに相応しい流量の確保こそが武庫川らしい水量である。	佐々木委員	正常流量は、維持流量と水利流量から成る流量で低水管理上の目標として定める流量であり、渇水時においても最低限確保すべき流量である。このことから、武庫川に相応しい、武庫川らしい流量として平時における望ましい流量を定めるものではありません。	なし	A
75	流水の正常な機能	修文意見書 (7/12)	P39 2 緊急時の水利用 追記挿入 3行目に挿入 利水者と「のネットワークを構築し、」連携して... 4行目に挿入 消化用水「や生活水」などに利用... 〔意見追加の理由〕 補足のため	佐々木委員	「ネットワークの構築」：ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 「生活水」：ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P39)	A
76	流水の正常な機能	修文意見書 (7/12)	P39 3 健全な水循環の確保 追記 地球温暖化に伴う海面上昇の影響による地下水への影響を認識しておくことを追記。 ...未審議につき未修文 〔意見追加の理由〕 整備計画達成目標年次までに水位上昇がもたらす影響を認識しておく。	佐々木委員	65と同じ	あり (P18)	A
110	流水の正常な機能	修文意見書 (7/28)	p26 (1)正常流量の確保 末尾 追記 しかし、近年の少雨化傾向を考慮すると、合理的な水利用を促進することにより、正常流量の確保に努める必要がある。また、武庫川の魚類環境を象徴するアユの生育環境を再生するため、アユの遡上、流下に支障のない流量を常に確保する必要がある。 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り	奥西委員	正常流量については、アユの遡上・降下も考慮して、維持流量を定めていることから、渇水時においても最低限の流量は確保できると考えています。なお、正常流量の確保に加えて、現在実施しているアユの調査結果をもとに、魚道の改良などの対策を行い「天然アユが遡上する川づくり」に取り組むこととしています。	なし	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
111	流水の正常な機能	修文意見書 (7/28)	p27 (2)緊急時の水利用 末尾 追記 今後も、震災等の緊急時の水利用に、なお一層配慮する必要がある。緊急時の水源補給のために、地下水資源について調査し、その保全を図り、揚水と配水が可能な状態にしておく必要がある。 〔意見追加の理由〕 修文案に記載の通り	奥西委員	緊急時の水源確保については、水利使用者の判断で行うべきと考えています。	なし	
		修文意見書 (8/9)	1 〔修正の理由〕 111の修文意見に対する修正意見 流域住民の生命維持に係る利水上の問題について、河川管理者が無責任な態度を取ることは許されない。 【123、135】の修文にも関連】	奥西委員	P27『第2章第2節2(2)緊急時の水利用』P54『第4章第2節2(2)緊急時の河川水利用』に記載の通り、阪神・淡路大震災では、河川や水路などの水が、初期消火をはじめ、防火用水や生活用水などの確保に大きな役割を果たしました。武庫川、天神川、天王寺川等において、消火用水や生活用水等を取水するための施設や水辺へのアクセスのための階段護岸等を設置する「防災ふれあい河川」の整備を行っています。また、震災などの緊急時には、「防災ふれあい河川」として整備した護岸やアクセス路を活用して、河川水を消火用水や生活用水として取水できるよう配慮するとともに、ダム貯留水の利用ができるよう、ダムからの緊急放流などの措置を関係機関と連携して実施することとしています。このことから、委員の「河川管理者が無責任な態度である」との指摘は不適切であると考えます。また、緊急時の水道用水等の水源として地下水源を開発することについては、その是非も含め、水道事業者をはじめとする水利使用者が判断すべきであると考えています。流域住民の生命維持に係る地下水源を開発することを、河川管理者の責務に結びつけることは、水道法や河川法等の法律に基づく役割分担を無視した意見であるため、修文することはできません。	なし	
		修文意見書 (8/9)	2 〔具体の修文案〕 追記修文に賛同 〔修正の理由〕 流域の水循環を把握し、流域内で適切に緊急時の水を確保することとして記述してもらいたい。	佐々木委員	緊急時の水道用水等の水源として地下水源を開発することについては、その是非も含め、水道事業者をはじめとする水利使用者が判断すべきであると考えています。流域住民の生命維持に係る地下水源を開発することを、河川管理者の責務に結びつけることは、水道法や河川法等の法律に基づく役割分担を無視した意見であるため、修文することはできません。	なし	
		修文意見書 (8/17)	3 p27 (2)緊急時の水利用、p54-1 2 緊急時の水利用 追記 〔具体の修文案〕 「緊急時の水源補給のために、地下水源について調査し、揚水と配水が可能な状態にしておく。」を追記する。 〔修正の理由〕 千苅ダムを治水活用するには湧水リスクをなくすことが必要です。このような地下水源の開発は治水にも関係するので、水利使用者だけに任せるのではなく、河川管理者と水	土谷委員	緊急時の水道用水等の水源として地下水源を開発することについては、111-2のとおり、修文することはできません。 なお、千苅ダムの治水活用については、最近の少雨化傾向を踏まえ、湧水リスクへの対応を不安視する水道事業者に配慮するため、予備放流による治水活用を行う場合には、水位回復することを前提としています。このため、予備放流後に水位回復ができず、湧水となった場合の対策としての地下水源は必要ないと考えています。	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			利使用者が共同して取り組むべきです。				
		修文意見書(8/17)	4 〔具体の修文案〕 〔具体の修文は村岡委員主導で論議したい〕 〔修正の理由〕 新聞報道によれば、国交省も湧水緊急時の地下水利用について組織的な対応を考えようとしている。武庫川については、具体策は今後の課題としても、この問題に全く言及しないのは不適當であろう。	奥西委員	ご意見の地下水利用については、新聞報道の通り、まだ国土交通省の研究が緒に就いたばかりであることから、地下水利用に関する連携を含め、今後の検討課題であると考えています。	なし	
		修文意見書(8/17)	5 〔具体の修文案〕 地下水利用については、国も大きな方針の転換をしており、河川管理者だけでなく水資源担当部局も含めて、県として重要な課題である。「河川管理者の責務」と限定せずとも、水資源部局とも連携して対応することを明記するのは可能である。県管理の河川整備計画であることと、総合的な武庫川づくりの視点に立った議論がほしい。	委員長	111-4と同じ	なし	
123	流水の正常な機能	修文意見書(7/28)	p39 2 緊急時の水利用 末尾 追記 さらに緊急時に地下水を利用できるよう、あらかじめ準備しておく。 〔意見追加の理由〕 村岡委員の意見を採り入れるべき。	奥西委員	111と同じ	なし	A
135	流水の正常な機能	修文意見書(7/28)	p54 (1)湧水調整および広域的水融通の円滑化 2段落目末尾 追記 〔具体の修文案〕 さらに、湧水時に利用できる地下水源の調査・研究にも取り組む。 〔意見追加の理由〕 湧水時に地下水を利用するのは有効な手段であると共に、利水ダムを治水活用する際の湧水リスクの軽減にも有効だからです。	土谷委員	111と同じ	なし	A
138	流水の正常な機能	論点意見書 28	〔修文〕原案 p.54 の(1)(2)のあとに、以下の(3)を追加する。 <u>(3) 流域の水循環機構の解明</u> <u>健全な水循環の確保のための保全事業を含む将来の治水・利水・環境の総合的な計画のため、流域の水循環機構の解明を行う。</u> 〔理由〕 健全な水循環の確保のために、保水・貯留機能の保全や地下水かん養の保全を否定するものでない。しかし、将来の治水・利水・環境の総合計画には現在の流域の水循環機構が基本的に把握されていないが、「原案」にはその作業が欠如している。すなわち 1) <u>原案 p.27、(3) 水循環</u> においては、流域全体とした水循環の視点ではなく、局所的な川をめぐる水の循環について記述されているに過ぎない。 2) <u>原案 p.39 3 健全な水循環の確保</u> においては、流域が本来有している循環構造の把握なしに保水・貯留機能や地下水かん養機能の保全を行うと書かれており、これだけをもって目標とすることはできない。	村岡委員	ご意見を踏まえ、修文を検討します。	あり(P54)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>3)原案 p.54 3 健全な水循環の確保 においては、武庫川流域の水循環の把握する実績や資料のないまま、保全事業のみを実施するという記述になっている。</p> <p>なお、筆者はこの「流域の水循環機構の解明」を河川整備計画の実施期間で早い段階で行うことに反対する理由はなく、早期に実施すべきものと考えている。</p> <p>また、流域の水循環は「大気圏水循環」「陸域水循環」で構成されており、陸域水循環は土壌圏、地盤圏、および地下水(不圧、被圧)圏の関係する圏域で、河川水と地下水の貯留・交流を表す現象と捉えることができる。また生物の生存環境はこの現象のもとで基本的に形成される。従って、水循環機構(水循環システム)と流出機構(流出システム)とは基本的に異なる意義を持っているので、流域の水循環は治水計画における流出解析や流出モデルを包含する概念と考えられる。</p>				
158	流水の正常な機能	論点意見書 33	<p>第65回流域委員会の村岡委員の原案追加修文について、下記の意見を提示します。</p> <p>「健全な水循環の確保」について</p> <p>(3)流域の水循環機構の解明</p> <p>機構の解明という表現は、その必要性は認識しますが、河川整備計画の策定内容にあってはややきつくないか。「流域水循環の把握につとめる」といった表現ではどうか。</p> <p>〔理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の解明は、学術研究領域で目指すものとして用いられることが多い。</li> <li>・流域水循環にあっては、自然および人工系の水循環が絡んでおり、後者にあっては各種施設や取排水系統のかかわりが大きい。関連部局で流域水循環チームを組んで、関連データを収集するとともに観測を強化し、流域水循環を把握することを進める。</li> </ul>	池淵委員	ご意見を踏まえ、修文を検討します。	あり(P54)	A
146	流水の正常な機能	論点意見書 31	<p>維持流量の適正化について</p> <p>〔修文〕(原案)p.54、第2節、1 正常流量の確保 の(1)流水利用の適正化 (2)適正な水利用 のあとに以下を追記する。</p> <p><u>(3)維持流量の適正化</u></p> <p><u>動植物の生活環境、景観、流水の清潔の保持に関わる数値的検討を深め、適せ印愛児流量の確保につとめる。</u></p> <p>〔理由〕</p> <p>(1)では「慣行水利権」のことが、(2)では「湧水リスク」のことが書かれているが、「維持流量」のことも書くべきである。正常流量の概念の中で、維持流量のしめるウエイトは大きいし、これまでも多くの話題があった。</p>	村岡委員	「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」、「景観」、「流水の清潔の保持」のそれぞれに必要な流量は、「正常流量検討の手引き(案)」に従い、一定のルールの下に算定したものであることから、更なる数値的検討を深める必要はないと考えています。正常流量の確保は、『第4章第2節1 正常流量の確保』に記載の施策を着実に実現することが重要であると考えています。なお、より豊かな水量確保を目指して取り組みを行う旨、修文を検討します。157関連	なし	
		修文意見書(8/9)	<p>1 p54 (2)適正な水利用のあとに追記</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p><u>(3)維持流量の適正化</u></p> <p><u>「動植物の生息地又は生育地の状況」および「漁業」、「景観」、「流水の清潔の保持」に関わる数値的検討を深め、より適正な流量の確保につとめる。</u></p> <p>〔修正の理由〕</p>	村岡委員	武庫川の維持流量は、「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」、「流水の清潔の保持」、「景観」の3つの項目毎に、それぞれ必要となる流量を算定し、この中から、最も大きな流量を選定して維持流量としています。また、維持流量は湧水時にも確保すべき最低限の流量として設定しており、平時において望ましい流量として設定しているわけではありません。「流水の清潔の保持」に必要な流量については、『水質汚濁防止法第18条に規定する緊急時	なし	



整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
			<p>(1)では「慣行水利権」のことが、(2)では「渇水リスク」のことが書かれているが、「維持流量」のことも書くべきであるとの見解は前と変わらない。 県は維持流量について「正常流量検討の手引き(案)」にしたがって算定したことを以て修文の必要なしとしているが、以下の点で問題がある。</p> <p>まず、「維持流量」は「手引き」によって検討されている内容になっているから、今の状態と対応以上に、整備計画に上げる事項も問題もない、とする県の見解は誤りである。住民が分かり易い説明になっているかどうかの観点から、決してそうは言えない。一番の例が、村岡が第65回委員会資料4として出した意見書p.9の2の意見で、川幅：BやB<sub>0</sub>がどう決められているかの回答がない。資料がないのではない。アユの生息する適正流量が住民に分かり易く説明されている資料は現段階ではないといえる。</p> <p>次に、魚類の生息する水質の環境の基準等の規定がない。環境「2原則」で取り扱う問題ではない。また環境基準はヒトのための基準であり、(生活環境項目)に上げられる「水産」は人間の生業から求められる水質目標である。維持流量の「漁業」も生業のための目標であろう。結局、魚のための水質環境は「流水の清潔の保持」から検討される適正な流量の中に含まれる水質状況である。以下に詳述する。</p> <p>流水の清潔とは、渇水時に環境基準を上回るような悪い水質になった場合でも、補給水量として溜まり水を流水に変え魚や底生生物を水の干上がりと溶存酸素不足から守ること、上流からの水補給により、希釈効果を期待すること(ただし、汚い水を汚い水で希釈することはできない)。自浄作用(再ばっき、脱酸素のバランス向上)を促すこと、にある。これらを今後どう推進してゆくのか。</p> <p>このようなことが住民レベルの理解の上で曖昧にすまされることは許されず、整備計画20年間で「維持流量は検討の必要なし」とすることは許されない。</p> <p>いずれにしても、シンボルフィッシュ、アユの保全に必要な水質レベルを検討する事項はなく、これは現法制度では、維持流量の中で取り上げてゆくことが必要ではないか。</p>		<p>の措置』の適用がなされないことを目標として、「水質汚濁防止法施行令第6条」に照らし、BODに関する環境基準の2倍の値を評価基準として設定しています。</p> <p>委員ご指摘の1点目は、「川幅がどう決められているのかの回答がない。資料がないのではない。アユの生息する適正流量が住民に分かり易く説明されている資料は現段階ではない。」とのことですが、上述のとおり、維持流量は、アユの生息に必要な流量にだけ着目して設定しているのではなく、アユの生息に必要な渇水時の最小流量も検討しつつ、上記3つの項目別流量の最大値をもって維持流量としています。つまり、アユの適正流量ではなく、アユを含む魚類の生息に必要な最低限の流量を設定の上、「流水の清潔の保持」や「景観」に必要な流量と比較した上で、維持流量を決定しています。以上より、アユの生息に必要な流量を包含した維持流量となっています。</p> <p>加えて、アユを含む魚類が、渇水時に必要とする最低限の流量は、季節毎、場所毎、対象魚種毎に変化することから、このことも考慮して維持流量を決定しています。</p> <p>このため、わかりやすさといった観点からは、期別、魚種別、区間別に变化する流量をお示しするよりも、魚の違いや季節毎に異なる必要水深や必要流速といった基本条件をお示しすることの方が、わかりやすいと考えます。以上のことについては、「武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料(H21.3)」に記載済みです。</p> <p>なお、魚類毎に必要な流量は、現地にて流量が比較的少ないときに行った流量観測結果を用いて、マニング式により、地点毎の「水深 - 流量」の関係(H-Q曲線)及び「流速 - 流量」の関係(V-Q曲線)を把握して算定します。現地観測より得られた「水深 - 流量」の関係(H-Q曲線)及び「流速 - 流量」の関係(V-Q曲線)を使って、魚毎に異なる必要水深及び必要流速に対応した流量をそれぞれ算定し、大きい方をその地点の必要流量として設定しています。このことから、水面幅を初期条件として流量を算定している訳ではありません(添付資料4参照)。</p> <p>委員ご指摘の2点目は、「流水の清潔とは、渇水時に環境基準を上回るような悪い水質になった場合でも溜まり水の交換、希釈効果を得るための流量確保、自浄作用を促す」とのことですが、上述のとおり、「流水の清潔の保持」に必要な流量の算定においては、環境基準を上回るような悪い水質の状態を、BODに関する環境基準が2倍を超える状態と設定して検討しています。このことから、当該流量を確保すれば、渇水時においても、BODは2倍以下となり、水質汚濁防止法という水質の汚濁が著しい状態になることを回避することができると考えています。つまり、「希釈効果を得るための流量確保」を満</p>		

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
					<p>足するものと考えます。また、必要流量算定にあたっては、大阪湾流域別下水道整備総合計画で検討された自浄係数を採用していることから、「自浄作用」も満足するものと考えます。一方、「溜まり水の交換」については、武庫川に大きなワンドやサイドプールが存在しないことから検討の対象外としています。</p> <p>最後に、委員は、環境ワーキンググループの検討結果について、第42回流域委員会の席上、主査として以下の発言をされておられます。</p> <p>「武庫川における正常流量のあり方に関しては、既にワーキンググループ会議で説明を受け、質疑応答を行った。特に生物に対する正常流量のあり方が大事な部分だが、人と自然の博物館の専門家の支援を受けているということで、十分信頼するに足る内容であると理解をし、全体についても一応ワーキンググループとしては理解をしたという形になった。」また、提言書においても、生瀬橋地点での正常流量を約1.5m<sup>3</sup>/sとすることについて理解するとしています。</p> <p>正常流量は、あくまで、湧水時に確保すべき最低限の流量として定めていることから、委員ご提案の数値的検討を深めることよりも、実効性のある取り組みによって、正常流量以上のより豊かな流量の確保を目指すことが、重要であると考えています。</p>		
		修文意見書 (8/17)	<p>2 p54 (2)適正な水利用 末尾 追記 〔具体的な修文案〕 (原案) p.54、第2節、1 正常流量の確保 の(1)流水利用の適正化 (2) 適正な水利用 のあとに以下を追記する。 (3) 適正な維持流量の向上 「動植物の生息地又は生育地の状況」および「漁業」、「景観」、「流水の清潔の保持」に関しより適正な維持流量の確保につとめる。 〔修正の理由〕 理由 第108回運営委資料4-1及び添付資料4の県の記述を参考に、上記の修文を求める。 同添付資料4の記述でこれまで判りにくかった点でいくつか明確になった点もあるが、まだ不明瞭な点もあるので第66回委員会で説明を願いたい。 維持流量(漁業)を規定する魚はアユ以外にもあることは十分承知しており、第65回委員会資料4、p.9記載では、代表種としてアユを例に県資料(整備基本方針・利水に関する資料)記載の数値を用い、代表地点、代表期別についての維持流量について述べたものである。 H-Qカーブ、V-Qカーブ等は観測によって得られたとあるが、低水位状態で低流量の関係が精度よく求められるのか。流速も観測されているなら粗度係数nは</p>	村岡委員	<p>ご意見の趣旨も踏まえ、『第3章第4節1 正常流量の確保』の修文を検討します。なお、『第4章第2節1 正常流量の確保』は、委員意見(157)を受けて「より豊かな水量の確保を目指す」ことについて修文済みであることから、P54とP39との整合を図るよう修文を検討します。</p> <p>1年の中で比較的河川流量が少ない冬季(12月)を選んで実施した、現地観測に基づく検討結果であることから、精度的な問題はなく妥当なものであると考えています。</p> <p>なお、時間的に変化する水深や流速といった変数と異なり、粗度係数(n)及び勾配(I)のように現地の物理的条件から定まる定数については、現地観測結果より Manning式を用いて地点毎に算定しています。なお、算定にあたっては、粗度係数(n)と勾配(I)を個別に求めるのではなく <math>[1/n \times I^{1/2}]</math> の関係を一つの定数として求めています。</p> <p>河道内砂州の動態は、一般的に川幅水深比で規定されることが知られています。砂州の動態に大きな影響を受ける澗筋も、同様に川幅水深比に規定されることが考えます。河川が自然物である以上、出水形態の違いによって澗筋形状の変化に違いが生じることは、当然のことです</p>	あり (P39)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			<p>いくらになるのか。それは妥当な値になっているのか。</p> <p>得られた断面形状は特に大きくない出水でももとの断面は容易に変化すると考える。それをどう解決するか。濁すじを整えても、出水で変形することについてどう対応するのか。</p> <p>希釈効果はきれい水を汚い水を希釈することで効果があるが、基準2倍のBODを基準に戻す方向で、希釈水である維持流量の水質の程度をどう規定しているのか。</p> <p>魚の生息に適正な(あるいは望ましい)水質は規定されていないと判断しているが、そう判断してよいか。今後これにどう対処するのか。</p> <p>環境ワーキングの検討は現況の維持流量の適切性を判断したのであって、上記に上げた課題の検討も含め、より適正な維持流量の向上に向けて今後20年規模の期間で検討をすることは必要と考える。(原案62頁の「水質の向上」と同等のスタンスに立つものである。)向上を考えなくてよいという県の理由を聞きたい。</p>		<p>が、マクロ的には似通った澱筋が形成されるものと考えています。なお、河川工事後の澱筋の再生にあたっては、現況の形状をスライドダウンさせる方法や、水制工による澱筋の確保など、場に応じた対応を適切に行うこととしています。</p> <p>「流水の清潔の保持」に必要な流量の算定にあたっては、河川に流入する汚濁負荷を、kg単位の負荷量として地点毎に算定し、この汚濁負荷量(kg/日)が河川を流下する場合に、その地点の流水がBOD基準値(環境基準値の2倍)を超えることのない水質(mg/L)まで希釈されるために必要な流量(m<sup>3</sup>/s)を算定しています。このことから、希釈水となる河川水の汚濁負荷量も含んだ形での流量計算となっています。</p> <p>正常流量を設定する基準点(利水基準点)である生瀬橋地点を例として説明します。「武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料(H21.3)」では、この地点における「流水の清潔の保持」に必要な最低限の流量を0.14m<sup>3</sup>/s(表5.8)としています。一方、この地点の正常流量は、年間を通じた最小流量でも1.22m<sup>3</sup>/s(図5.2(1)~(9))となっており、「流水の清潔の保持」に必要な流量を大きく上回る結果となっています。このことから、魚類等に対して、水質的な影響はないものと考えています。なお、河川水質の検討にあたっては、河川の有機汚濁の総合的な指標であるBODを基準とすることが一般的であり、魚類の生息等に必要な水質の検討においてもBODを基準に判断しています。</p>		
		修文意見書(8/17)	3 正常流量についての議論が不足していることが否めない。	委員長	<p>正常流量については、環境ワーキングや基本方針策定時にも流域委員会で議論し、生瀬橋地点で概ね1.5m<sup>3</sup>/sと定めたことに理解が得られていることから、議論が不足しているということはないと考えています。加えて、第65回流域委員会での議論の結果、「審議結果の整理表」の通り、修文で検討することとなっています。</p> <p>このため、修文作業のなかで、合意が得られるものと考えます</p>	なし	
156	流水の正常な機能	流委発言 <sup>65</sup>	上流部だけでなく、下流部の対策の中にも澱筋の再生を記載すべきである。	田村委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P60)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
174	流水の正常な機能	論点意見書 35	<p>1. 水質の問題</p> <p>H16年3月改定の国交省河川砂防技術基準同解説(以下 技術基準) 計画編 3.2 正常流量・3.3 維持流量の設定の記述における「流水の清潔の維持」については、 『流水の減少による水質の悪化がある場合は、これを抑制することが必要である。本来、河川の水質は流域における汚濁源対策により良好に保つべきであり、必要流量の検討に際しては、まず流域における流出付加源の削減を進めるべきである。しかし、そのような対策のみによっては良好な水質の確保が難しい場合もあるので、流量増による対応の可能性も考えておく必要がある。』</p> <p>と設定する場合の注意が記されている。兵庫県の調査(2007)や国の一斉調査(2010)のデータ等を見ても検査当日前後の降雨量や河川流量の大小によって、必ずしも安定した結果が得られるものではなく、流域事業場からの突発的な事故等も実際に発生しているため、余り余裕のない維持流量の設定は避けるべきだと考える。</p>	岡田委員	<p>まず、水質調査方法については、旧環境庁から通達(S46.9.30 環水管 30号)が出ています。これによると、河川水の採水日は、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶこととなっています。県でもこの通達に基づいて調査(採水)していることから、調査結果は比較的安定したものであると考えています。</p> <p>また、「流水の清潔の保持」に必要な流量については、『水質汚濁防止法第18条に規定する緊急時の措置』の適用がなされないことを目標として、「水質汚濁防止法施行令第6条」に照らし、BODに関する環境基準の2倍の値を評価基準として設定しています。このことから、流域事業場からの突発的な事故等を想定しているものではありません。</p> <p>一方、武庫川の正常流量は、「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」、「流水の清潔の保持」、「景観」の3つの項目毎に必要な流量から、最も大きなものを維持流量として設定しています。維持流量の設定において、の「流水の清潔の保持」に必要な流量は、「動植物の生息地又は生育地の状況」及び「漁業」、「景観」に必要な流量と比べて小さな流量となっていることから、結果として余裕のある流量となっています。</p> <p>なお、河川砂防技術基準同解説に記載のとおり、本来、河川の水質は流域における汚濁源対策により良好に保つべきであると考えています。</p>	なし	
		修文意見書 (8/17)	<p>1 【<b>具体的な修文案</b>】</p> <p><b>水質問題も議論がすれ違っている感が否めない。修文以前の問題か???</b></p> <p><b>【175】にも関連</b>】</p>	委員長	146-3と同じ	なし	
175	流水の正常な機能	論点意見書 35	<p>2. 漁業・動植物の生息・生育についての維持流量</p> <p>河川における自然環境と生態系の維持のために必要な条件については、第42回流域委員会資料3-1に述べられているが、そのうち最近観測調査も行われているアユの生活のための維持流量について村岡委員意見書(第65回委員会資料4の意見のように鮎の産卵時の必要条件を流速60cm、産卵場所の水深30cmとして計算すると川幅は6.5mとなることが示されている。意見書にも書かれているように川幅は初期条件として決められるものである。生瀬橋地点の川幅はH10・H11年の本地点における流量観測記録(H14.3月 武庫川治水計画検討業務報告書5-45,46)によると14回の観測データより川幅平均21~25mであり、上記計算値からの川幅の3.2~3.8倍となる。生瀬橋地点はその後の洪水により護岸が損傷を受けたが、川幅はそれほど変化はないと考えられるので、上記水深、流速、川幅の3条件は同時に成立しない。この場合川幅25m、水深30cm、流速60cmより単純に計算すると4.5m<sup>3</sup>/sとなり、整備計画原案修正案P.25に示された1.5m<sup>3</sup>/sの約3倍なる。</p>	岡田委員	<p>委員ご指摘の「流量観測記録(H14.3月 武庫川治水計画検討業務報告書5-45,46)による川幅平均21~25m」は、高水流量観測結果の表からの引用と思われますが、この表は、河川断面を4分割したときの測線毎の流速や流量、潤辺などの測定結果をとりまとめたもので、結果を見る場合、4測線毎の数値を合算する必要があります。委員ご指摘の川幅は測線毎の潤辺の平均値であると思われます。表からは、流量規模が概ね350m<sup>3</sup>/s~1,500m<sup>3</sup>/s、潤辺が概ね93m~100mとなっています。一方、正常流量が概ね1.5m<sup>3</sup>であることから、当該観測値を比較対象とすることは適当ではありません。</p> <p>なお、魚類毎に必要な流量は、現地にて流量が比較的少ないときに行った流量観測結果を用いて、マニング式により、地点毎の「水深-流量」の関係(H-Q曲線)及び「流速-流量」の関係(V-Q曲線)を把握して算定します。現地観測より得られた「水深-流量」の関係(H-Q曲線)及び「流速-流量」の関係(V-Q曲線)を使って、魚毎に異なる必要水深及び必要流速に対応した</p>	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
					流量をそれぞれ算定し、大きい方をその地点の必要流量として設定しています。このことから、水面幅を初期条件として流量を算定している訳ではありません(添付資料4参照)。		
		修文意見書(8/17)	<p>1 【具体の修文案】</p> <p>論点意見書 35 において観測データより川幅 21～25mとしたのはデータの読み間違いであったことは認めます。生瀬橋での川幅を知るためにこの資料を調べたのだが、潤辺 93～100mが正しかった。これは流量規模が多い時期の測定のためデータだから維持流量の段階ではもっと川幅は狭いと考えるのは妥当だが、その段階では川幅いくらかと設定するのが正しいのか。</p> <p>流量測定時のレポートに添付された図を見ると、河床横断面はほぼ水平で大きな凹凸はないので、流量が減少してもその形状に大きな変化はなく、仮に川幅が 1/2 程度に減少したとすると 50m程度と考えられる。(川幅の方が初期条件であるからこちらを先に推定しなければならない。)仮に川幅 50mとすると鮎の産卵時の必要データを水深 30cm、流速 60cmとすると流量は 9m<sup>3</sup>/s となる。逆に正常流量 1.5m<sup>3</sup>/s を代入すると村岡委員の示した計算例のように川幅 6.5m しかならない。いくら渇水時でも通常川幅約 100m の箇所では流路幅が 6.5m しかないというのは妥当性を欠くと思われる。</p> <p>【修正の理由】</p> <p>生態系により与えられる条件からの正常流量の算定は再検討する必要がある。対象箇所の流量減少時の状況をよく調査すべきである。また、マンシングの式を用いる方がより正確になるのは理解できるが、一般住民にとってある地点の粗度係数の値は簡単に知ることが出来ず、流量 = 川幅 × 水深 × 流速 という簡単な略式で理解することの方がより重要と考える。マンシングの計算式はその次の段階で議論すべき事だと思う。</p> <p>また地球温暖化によって気温と共に水温が上昇し、従来の条件で生活してきた魚類にとって、流量減少と水温上昇は非常に過酷な条件となると思われる。</p>	岡田委員	<p>「生態系より与えられる条件から正常流量は再検討する必要がある」「対象箇所の流量減少時の状況をよく調査すべきである」とのご意見ですが、「動植物の生息地又は生育地の状況」および「漁業」に必要な流量の算定にあたっては、既往の文献 から魚類毎に必要な水深・流速を設定するとともに、区間毎に 2～4 箇所の瀬(澗筋)を選定し、この瀬(澗筋)毎に現地観測(断面計測)を行った結果を用いた検討を行っています。また、流量減少時の状況をできる限り把握することができるよう、1 年の中で比較的河川流量が少ない冬季(12 月)を選んで流量観測を行っています。これらのことから、現地状況を反映した結果になっていると考えています。</p> <p>「正常流量検討における魚類からみた必要流量について H11.12 河川における魚類生態検討会」</p> <p>「原色日本淡水魚類図鑑(全改訂新版) 1976.8 保育社」</p> <p>「一般住民にも理解しやすいよう、流量は川幅 × 水深 × 流速という略式で示し、マンシングの計算はその次の段階で議論すべき」とのご意見ですが、第 108 回運営委員会資料 4-1 の添付資料 4 に記載のとおり、魚類に必要な流量は、現地観測結果から得られた H-Q 曲線及び V-Q 曲線を用いて算定しています。矩形断面ではない河道において変化する流量を捉えるには、この手法が適切であると考えます。なお一般に、流量(Q)算定は断面積 × 流速(A × V)で求めますが、マンシング式はこのうちの流速(V)を求める公式です。</p> <p>「地球温暖化による流量減少と水温上昇は、魚類にとって過酷な条件になると思われる」とのご意見ですが、「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について H20.6 社会資本整備審議会答申」によれば、現時点では、地球温暖化や社会条件のシナリオ、気候変化の予測計算等に不確実性があるものの、今後、観測データや知見の蓄積が進められていくことにより予測の精度が高まることから、これに応じて適応策の進め方を見直していく「順応的な」アプローチが必要とされています。地球温暖化に対する正常流量のあり方についても、「順応的な」アプローチが重要であると考えます。</p>	なし	
22	流水の正常な機能	県修文	-	-	146-2 の修文との整合を図るため、関連箇所の修文を検討します。	あり(P54)	

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
176	流水の正常な機能	論点意見書 35	<p>「正常流量」という言葉は最初に述べたように正常という言葉が「正しい、ノーマルな」という意味から維持流量のようないわば最低必要流量(minimum demanded flow)という意味には取られないことに理由があると思われる。わざわざ「正常」と言わず、維持流量の方が誤解されなくてすむと思う。また一方では、武庫川は数年前に下流で断流間際の低流量となり、国道2号線以南では河道の殆どが砂浜となったことがある。最近武庫川の流量は次第に減少しており、こうした状況が続けば、生態系特に水生生物には深刻な事態を引き起こしかねないので、正常流量の数値はもっと高く設定し、それを維持するのに努力が必要である。なお、維持流量は河川をいくつかの類似した空間に分けて区間ごとの設定をすること、及び期間区分を行うことも技術基準には記されており、これについての配慮、及び将来潮止堰が撤去された状況に対応した検討も加えるべきであると考え。</p>	岡田委員	<p>正常流量は、あくまで、渇水時に確保すべき最低限の流量として定めています。正常流量については、生瀬橋地点で過去12年間(平成5～16年)の最小の渇水流量が1.43m<sup>3</sup>/sであり、概ね正常流量を満足していますが、より豊かな水量の確保を目指して、実効性のある取り組みによって、正常流量以上のより豊かな流量の確保を目指すことが、重要であると考えています。なお、このことについては、157にて既に修文済みです。</p> <p>また、河川をいくつかの類似した空間に分けて区間ごとの設定をすること、及び期間区分を行うことについて配慮すべきとのご意見ですが、「武庫川水系河川整備基本方針 利水に関する資料(H21.3)」に記載のとおり、このことについても既に対応しています。</p> <p>加えて、潮止堰撤去後の対応については、以下の通り考えています。潮止堰等の撤去に伴い、感潮域が2号床止付近まで拡大することになりますが、現時点では、次の理由より、正常流量が変わるとは考えておりません。</p> <p>既検討における維持流量検討位置の最下流は、甲武橋直下流であり潮止堰等(1号床止、2号床止を含む)撤去後に拡大する感潮域よりも上流に位置していることから、潮止堰等の撤去に伴って維持流量が変わるものではない。</p> <p>感潮域の拡大範囲は最下流の取水地点である「六樋」よりも下流であることから、利水上も影響しない。</p> <p>河川対策として行う潮止堰等の撤去は、周辺の地下水の利用等に適切に対応することを前提に実施するものであることから、現時点では「塩害の防止」「地下水の維持」に必要な項目別の維持流量の検討を対象外としている。</p>	なし	A
172	流水の正常な機能	修文意見書 (8/9)	<p>p54-2 (2) 地下水かん養機能の保全 追記 〔具体の修文案〕 (2) 地下水かん養機能の保全 河川と周辺地下水との連続関係を把握し、河川水の断流を防止するため、周辺地下水位の維持や河床上昇への対策が重要である。周辺地下水位が低下した場合、河川水による地下水涵養の結果、武庫川下流でも見られる河川水の枯渇を引き起こして河川生態系にも甚大な被害を及ぼすことになる。また逆に周辺地下水位が河川水位より高い場合の地下水浸出による河川流量の維持関係は河川の正常流量確保の上で重要である。このような河川地表水と地下水との相互関係を見据えて、地下水の保全を図り、渇水期にも可能な限りの豊かな河川流量の維持の観点から地表における地下水かん養機能の保全に努め、関係機関と連携して、公共施設における透水性舗装や浸透ますなどの貯留浸透施設の整備を推進する。</p>	畑委員	<p>健全な水循環の確保を目指した流域水循環の把握については、その旨、修文します。【138 158に関連】</p> <p>なお、ご意見の「河川地表水と地下水との相互関係を見据えて、地下水の保全を図ること」については、流域水循環の把握を検討する際の参考とさせていただきます。</p>	あり (P54)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			〔意見追加の理由〕 「地下水かん養機能保全」の意味を一般にも分かりやすくするとともに、河川整備との関係で目標を明確にして、的確な地下水保全策の策定・実行を目指す必要がある。また、「地表における」と付言して、「何の」地下水かん養「機能」を意味するのか対象を明示した。				
184	流水の正常な機能	修文意見書 (8/17)	P.54-1 追記 〔具体の修文案〕 1 正常流量の確保 <u>(3) 河川周辺地下水位の維持</u> <u>河川周辺地下水位が大きく低下すると、武庫川下流部築堤区間においては湧水期正常流量の確保が難しくなるため、周辺地下水位の維持に努める。</u> 〔意見追加の理由〕 前回指摘の理由で、生瀬地点での正常流量が確保されていても、地下水位が下がれば下流で湧水が発生することから、下流河川流量を確保するためには注意を要する項目。 適正な流水利用だけでは正常流量の確保が難しくなる。	畑委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P54)	
27	河川の適正な利用	57 125 修	< p29 2行 > <u>河川敷緑地が整備</u> 河川敷緑地として整備	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P29)	A
28	河川の適正な利用	57 124 修	< p28 最終行 > <u>武田尾峡谷のハイキング者数を書きこめないか。</u> (峡谷の自然環境調査結果の活用)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P28)	
		修文意見書 (7/12)	1 「調査の一例として」を修正文の先頭に追加。 〔修正の理由〕 この主張差はその時の条件(天候や地域でのイベント等の有無)等によって大きくことなるので、出来れば複数回の平均値を撮った方がよいと思う。	岡田委員	複数年の調査を実施していないことから、一例として、平成19年度に実施した秋の休日の調査結果を記載しています。	なし	A
		県修文	2		より適切に表現するため、P28『第2章第2節3(2)景観』からP13『第2章第1節12 河川空間の利用』での修文を検討します。	あり (P13) (P28) (P29)	A
49	河川の適正な利用	修文意見書 (7/12)	P13 12 河川空間の利用 4行目に追記 ...支川の千苅貯水池、「青野ダム、母子大池、」蓬来峡... 〔意見追加の理由〕 青野ダム、母子大池なども自然レクリエーションゾーンとして整備されている。	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり (P13)	A
69	河川の適正な利用	修文意見書 (7/12)	P29 (3)河川利用 追記 宝塚市の観光ダム周辺の河川で開催される宝塚観光花火大会についても記載する。 〔意見追加の理由〕	佐々木委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。 なお、河川敷の利用状況については、『武庫川水系河川整備基本方針 流域及び河川の概要に関する資料』P71～74に記載済みです。	あり (P13)	A

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			河川を活用し、続けられてきたイベントやフェスティバルなどについて、大筋を記述する。データとしては資料編にリストを掲載する。				
179	河川の適正な利用	修文意見書(8/17)	<p>P.61-1 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 1段落目 修正</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>・多様な利用が行われていることから、水と緑のオープンスペースとしての河川利用などの多様な要請に応えられるよう努める。</p> <p>・多様な利用が行われていることから、自然環境及び治水計画との調和を図る適正な河川利用の確保に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用などの多様な要請に応えられるよう努める。</p> <p>〔意見追加の理由〕</p> <p>P29 で記載の課題に対応する文章にする。(課題に対する対策が欠落した状態)</p>	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P61)	
	河川の適正な利用	県修文	-	-	「貯水池」という記述は、湖面のみを表現しているとの誤解を与えるので、より適切な表現に修文します。	あり(P13)(P26)	
132	流域連携	修文意見書(7/28)	p31 (2)流域連携 「武庫川流域環境保全活動補助金」は廃止されているのでは。	伊藤委員	ご意見を踏まえ修文を検討します。	あり(P32)	A



整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整理 状況
141	流域連携	論点意見書 29	<p>&lt;原案 P64&gt; 2 流域連携 (修文案) この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる場面としては別図のような項目が考えられる。これら川の中だけにとどまらず流域一体となって武庫川づくりに取り組むには、地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとより一層連携・協働していかなければならない。(参考別図)そのために流域連携の基軸となる組織の育成や強化及びこれを活用した協働的活動への支援を行う。</p> <p>(修正理由)武庫川を軸とした流域づくりに取り組む」とあるがその全体像が見えない。ここで必要なことは流域住民に武庫川づくりのために何が出来るのか、どんなことが必要なかを分かりやすく表現し、今後の武庫川づくりに主体となって協力してもらうことであり、そのための記述をする必要がある。できれば別図のような武庫川づくりの課題と参画と協働の場面といった概念図を提示されたい。</p> <p>「武庫川づくり」の基本は治水・利水・環境の3本柱であるが、治水には流域総合的治水として河川の中だけでなく、流域全体を対象とした多様な施策が必要である。また被害を最小限に押さえるための減災対策も重要である。</p> <p>環境の中では川の中の環境保全や環境創造だけでなく地域と一体となった環境のとりえ方と施策が必要である。単なる自然環境の扱いにとどまらず社会的評価、人文的評価にもとづく保全・創造施策が必要である。利水では慣行水利が今のままで良いのか、水質改善のために何をすべきかなどである。</p> <p>さらに武庫川づくりは流域都市づくりや地域づくりと一体となってより効果的に進むものである。そのため治水・利水・環境とともにまちづくりを視野にいた流域連携策が必要である。さらには水辺の癒し効果を活用した武庫川や周辺地域の整備や福祉、医療施設立地、水辺の改善整備などもこれからの課題である。</p> <p>このような視点で武庫川づくりに関わる活動項目の概要をとりまとめたのが別図である。これらの必要項目に対し河川管理者、関連自治体、関連機関、地元住民や関連団体が適切にかつ連携・協働しながらそれぞれの役割を果たしていく仕組みが必要と考える。武庫川づくりのためには決してバラバラの組織が独自の観点と価値観だけで活動するだけでは不十分である。</p> <p>流域連携の基軸となる組織の育成や強化とこれを活用した協働的活動が必要と考える。</p>	田村委員	<p>流域連携は、「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てるために、地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携することであるという認識は委員と同じであると考えています。</p> <p>委員のご意見は、概念図にあるような全体像を地域住民が理解し、地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもと連携するために武庫川流域圏会議(仮称)を創設することが重要であり、県はそれに向けての支援をすべきであるとしています。</p> <p>県では、武庫川の川づくりについては、全体像を示すための会議の創設といった考え方ではなく、まず、「参画と協働」のもとに個々の取り組みを積み重ねる中で、地域住民等と課題認識を共有化していくことが重要と考えています。</p> <p>流域連携については別図(添付資料5)のような考え方で取り組むこととしており、修文について検討します。</p>	あり (P64)	
		修文意見書 (8/9)	<p>1 [ 具体の修文案 ] 141の修文意見への追加意見 この「地域共有の財産」である...協働的活動への支援を行う。さらに今後流域圏住民同士、住民と行政の連携を強化するパートナーシップ組織として武庫川流域圏の人々を中心に武庫川流域圏会議(仮称)の設立に向け積極的支援を行っていく。</p> <p>[ 意見追加の理由 ] 7/29 の意見書に記述した理由とともに提言書で提案した具体の流域連携組織にむけた積極的な記述とされたい。「武庫川づくりと流域連携を進める会」はパートナー</p>	田村委員			

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
			シップ組織に向けた基軸の一つとして役割を果たすものとする。				
	論点意見書 34	2	<p>(修文案) 141の修文意見への追加意見</p> <p>この「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる場面としては別図のような項目が考えられる。これら川の中だけにとどまらず流域一体となって武庫川づくりに取り組むには、地域住民、市民団体、企業、行政が適切な役割分担のもとより一層連携・協働していかなければならない。(参考別図)そのために流域連携の基軸となる組織の育成や強化及びこれを活用した協働的活動への支援を行う。さらに今後流域圏住民同士、住民と行政の連携を強化するパートナーシップ組織として武庫川流域圏の人々を中心に武庫川流域圏会議(仮称)の設立に向け積極的支援を行っていく。</p> <p>(修正理由)</p> <p>7/29の意見書に記述した理由とともに提言書で提案した具体の流域連携組織にむけた積極的な記述とされたい。「武庫川づくりと流域連携を進める会」はパートナーシップ組織に向けた基軸の一つとして役割を果たすものとする。</p>	田村委員			
	修文意見書 (8/17)	3	<p>p64-3 連携・交流のための情報発信 修正</p> <p>〔具体の修文案〕</p> <p>...情報を発信するホームページの作成について検討... ...情報を発信するツール類の整備について検討...</p> <p>〔修正の理由〕</p> <p>本件、提言前にまちづくりWGで提案、議論をしている。情報発信は、何をどのようにつなげていくかの意識の元で用いる手段。行政が作成・運営のWebサイトに柔軟運用を期待することは役割が違うと考えている。自由な発想で作成し柔軟に運営し有機的な機能を果たす役割こそ、民間が担うべき役割。行政は整備について検討し、その支援をすべき。単純に団体の概要や活動内容紹介でよいなら、兵庫県にはコラボネットがすでにある。なお流域連携に関する考え方は 2/24 意見書で提出済み。</p>	中川委員	<p>活動主体の情報共有や相互の連携に対するニーズの高まりに応じ、自律的な活動主体相互のネットワーク形成を支援することも必要と考えています。</p> <p>こうしたことから、ニーズの高まりに応じ、県民局のホームページ等を活用し、コラボネット等よりも内容を従事させて、武庫川づくりに取り組む地域住民等の活動主体の概要や活動内容をの情報を提供していただく等を検討していきます。</p> <p>なお、情報発信については、基本的に既存のツールでの対応を考えています。</p>	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書 (8/17)	4 P.64-2、P.64-3 2 流域連携、添付資料5 追加 〔具体の修文案〕 住民等と共有する - - - 関係の構築に努める。さらに、武庫川を軸とした特色ある景観づくりと魅力的な地域づくりを行うため、流域市間、県と流域市、地域住民と行政などの連携・協働を積極的に進める。また、多様な - - - 検討する。 <u>これら多様な主体による連携の積み重ねを支援するために、武庫川づくりのプラットフォームとして武庫川流域圏会議(仮称)の設立を目指す。</u> (1) 参画と協働 - - - (2) 活動主体 - - - <u>(3) 武庫川流域圏会議(仮称)の設立に向けて</u> <u>河川整備計画の理解と協力、整備計画にもとづく事業実行、整備計画に位置づけ</u> <u>ないが武庫川づくりのために流域一丸となって取り組むべき課題や事業に対して、</u> <u>多様な主体の連携と協働は必要不可欠の条件である。そのため官民協働を前提とし</u> <u>ながら県として武庫川流域圏会議(仮称)の設立に向け積極的支援を行う。</u> あわせて、添付資料5の図の最下段に「行政が取り組む武庫川づくり」と「多様な主体が取り組む武庫川づくり」の基礎として 武庫川流域圏会議(仮称) を入れる。 〔修正の理由〕 河川整備計画にもとづく事業の理解と促進、武庫川づくりのために必要なその他の課題解決などを実施するには、県の努力はもとより、流域市、地域住民などがケースバイケースで適切な連携と協働のもと取り組む必要がある。そのためのプラットフォーム機構として武庫川流域圏会議(仮称)は不可欠である。	田村委員	県では、武庫川の川づくりについては、全体像を示すための会議の創設といった考え方ではなく、まず、「参画と協働」のもとに個々の取り組みを積み重ねる中で、地域住民等と課題認識を共有化していくことが重要と考えています。	なし	
		修文意見書 (8/17)	5 〔具体の修文案〕 P.64-2 3行目 ^^^ 支援に引き続き取り組む。 〔修正の理由〕 これまでどおり取り組むというニュアンスでは、新しい考え方で取り組む姿勢が伝わらない。	委員長	これまでの支援の取り組みについて継続する趣旨の記述です。新たな取り組みについては、ご意見で提示の文章に続く文章で記述しています。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ現状と課題について、修文を検討します。	あり (P31)	
		修文意見書 (8/17)	6 P.64-2 追加 〔具体の修文案〕 (1) 参画と協働による新たな取り組み の3行目に挿入加筆 ^^^ 整備を進めるとともに、雨水の各戸貯留の普及に努める。	委員長	各戸への雨水貯留タンクの設置は、従来から進めている施策であり、参画と協働による新たな取り組みに該当しないため記載は見送ります。	なし	
		修文意見書 (8/17)	7 〔具体の修文案〕 流域連携の記述の中では、「地域住民」という表現と「流域住民」という表現の使い分けが必要である。例えば、(1)の 、 は「流域住民」の方がふさわしくないか？	委員長	「地域住民」という表現は「流域住民」という概念を含んで使用しています。(第60回流域委員会資料4-1、P39参照)	なし	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	8 〔具体の修文案〕 P.64-2(2)活動主体の^^^ 1行目 支援などに引き続き取り組むとともに^^^ 〔修正の理由〕 141-5の理由と同じ	委員長	これまでの支援の取り組みについて継続する趣旨の記述です。新たな取り組みについては、ご意見で提示の文章に続く文章で記述しています。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ現状と課題について、修文を検討します。	あり(P31)	
165	流域連携	修文意見書(8/9)	p31 2 流域連携 末尾 〔具体の修文案〕 「武庫川流域環境保全協議会」を「ルネッサンス懇談会」の前に入れて、脚注とつけて下さい。	伊藤委員	武庫川流域環境保全協議会については、「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」の「(4)水質」(P30)で詳しく記述があります。	なし	A
	流域連携	県修文	-	-	141の修文にあわせ「第2章第2節4(2)流域連携」(P31)についての構成等を整理します。 また、一部、事業名等の変更があったことから、あわせて修文します。	あり(P31)	
		修文意見書(8/17)	1 p31-1 (2)流域連携 2段落目 削除 〔具体の修文案〕 <del>...連携の機会を拡充していく必要がある。また、地域住民等の多様な主体の...</del> 〔修正の理由〕 文章の簡素化 【96にも関連】	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P31)	
		修文意見書(8/17)	2 p32-1 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 〔具体の修文案〕 ...交流の支援などを行っており、さらに武庫川においては「川がき養成講座」など 修正の理由) “さらに”の表現は、兵庫県内の川づくり活動に関して、特異な(特筆すべき)ものなのかどうか? 【96にも関連】	草薙委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P31)	
		修文意見書(8/17)	3 P31-1 (2)流域連携の第2段落 修正 〔具体の修文案〕 (2)流域連携の第2段落 今後も、地域住民等との連携の機会を拡充^^^ <u>本格的な総合治水に取り組んでいく</u> <u>今後は、流域住民同士の連携をはじめ住民・事業者・自治体との連携の機会を拡充^^^</u> 〔修正の理由〕 口頭で説明 【96にも関連】	委員長	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P31)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	4 P31-1 (2) 流域連携 地域住民等との連携 加筆 〔具体の修文案〕 地域住民等との連携 ・(冒頭に) <u>これまでも</u> 加筆 ・(文末に加筆) <u>今後は自律的な活動に取り組んでいる住民・市民との参加と協働へ、行政の役割を明確にして一層取り組みを強めていく必要がある。</u> 〔修正の理由〕 口頭で説明 【96】にも関連	委員長	「(2) 流域連携」の前段部分で、「地域住民等との連携を拡充していく必要がある」旨を記載しています。	なし	
		修文意見書(8/17)	5 P31-1 (2) 流域連携 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 文末に加筆 〔具体の修文案〕 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (本文文末に加筆) <u>今後は流域で自律的に活動する多様な団体や流域連携をめざす組織と緊密な連携をとり、住民活動への行政の参加と連携、支援を充実していく必要がある。</u> 〔修正の理由〕 口頭で説明 【96】にも関連	委員長	「(2) 流域連携」の課題については、前段の文章で、既に記述しています。 なお、多様な主体が取り組む武庫川づくりは、それぞれの主体の自発的、自律的な活動であり、県の支援は 主体の自発性、自主性を損なわないこと 公平性、透明性を保つこと が基本と考えています。 また、地域住民等との連携については、この二点に加え、行政の目的が他姓されることが必要と考えています。	なし	
185	流域連携	修文意見書(8/17)	P32-2 表 2.2.4 の表題 〔具体の修文案〕 <u>^^^ 流域連携に関する県のこれまでの主な取り組み</u> 【132】にも関連	委員長	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(P32)	
25	流域連携	県修文	-	-	より適切な表現に修正します	あり(P64)	
27	流域連携	県修文	-	-	より適切な表現に修正します	あり(P64)	
28	流域連携	県修文	-	-	言葉の定義づけ及び統一をします	あり(P31)(P32)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
29	流域連携	県修文	-	-	別図(添付資料5)で示した流域連携の考え方にそって、文章構成等を一部整理します。	あり (P31) (P32) (P64)	
142	フォローアップ	論点意見書 29	<p>&lt;原案 P65&gt; 4 河川整備計画のフォローアップ (修正案) 本計画の実施にあたっては、- - - 施策の実施状況等について意見を聴き、その意見を河川整備計画の実施に適切に反映させ、その意見の反映状況についても、フォローアップ委員会に報告する。また、整備計画期間中に大きな計画変更を行う必要が生じた場合にはあらためて流域委員会を設置して検討審議し整備計画の変更や新整備計画を策定するなど対応する。</p> <p>整備計画にもとづく個別事業の実施にあたっては「検討会」を設置し、事前に十分武庫川づくりの方針と理念に対する住民の理解を得る努力 これにもとづく整備計画への理解と協力依頼 整備事業の必要性と課題、複数の代替案の検討経緯等々を説明し、受け入れ可能な状況に至れば 整備事業の説明を行い理解を求める 工事中や工事実施後のモニタリングなど一連の適切な確な対応を図る。</p> <p>また流域の視点、まちの視点、川の視点等多角的な観点から武庫川づくりの趣旨を PR し武庫川づくりを推進・支援していく仕組みとして住民、行政、関係機関からなるたとえば「武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会(仮称)」を検討する。</p> <p>(修正理由) 原案 P65 の記述ではフォローアップ委員会の位置づけと守備範囲がよく分からない。フォローアップ委員会については第 60 回流域委員会資料 4-1P39 から 41 に委員の意見とこれに対する県の回答がされているのでこれをもとに分かり易く記述されたい。</p> <p>さらに整備計画期間中に大きな計画変更を行う事態が生じた際の取り扱い方針(あらためて流域委員会を設置して検討審議し整備計画の変更や新整備計画を策定するなど)も明記すべき。</p> <p>また最も気になる整備計画にもとづく具体の整備事業や整備計画範囲外であるが同時進行で進められる川づくり事業の計画立案や事業推進の仕組みについては第 60 回流域委員会資料 4-1P39 から 40 に県の回答として「河川整備計画実施に関する個別の事業の「検討会」の設置については、事業の内容や規模、影響の程度等を考慮し、必要に応じて設置することとしています。なおこれまでから工事内容については実施前に地元説明会等で説明しています。」とあるが、これまで通りのやり方には限界があり十分アカウンタビリティを果たしているとは思われない。</p> <p>少なくとも事前に十分 武庫川づくりの方針と理念に対する住民の理解を得る努力 これにもとづく整備計画への理解と協力依頼 整備事業の必要性と課題、複数の代替案の検討経緯を説明し、受け入れ可能な状況に至れば 整備事業の説明 納得されない場合の次善の策の検討等々の手続きが必要と考える。</p>	田村委員	<p>フォローアップ委員については、別図(添付資料1)のような役割を考えています。</p> <p>河川整備計画の変更については、河川法の規定を踏まえ、本県では流域委員会等を設置することとしているため、特に記載していません。</p> <p>個別事業の実施にあたっては、住民の理解と協力を得るため地元説明会を開催し、その中で十分なアカウンタビリティを果たしていきたいと考えています。</p> <p>実施に際し、課題が生じた場合は、事業の内容や規模、影響の程度等を考慮し、必要に応じて設置する専門家等の意見を聴いて課題解決する検討会を設置していくことを考えています。</p> <p>多角的な視点からの武庫川づくりの推進については、県・流域市・地域住民等により課題認識に差があり、課題への取り組みも、課題や地域の特性等により対応が異なると考えられることから、個々の課題に応じて、必要な体制を整えることを考えており、大がかりで固定的な組織をつくることは考えていません。</p>	あり (P65)	

整理 番号	項目	意見 区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無 (該当頁)	整 理 状 況
			その意味からも治水を主体とした武庫川流域総合治水推進協議会（仮称）とは別に日々流域の視点、まちの視点、川の視点等多角的な観点から武庫川づくりの趣旨をPRし武庫川づくりを推進・支援していくたとえば「武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会(仮称)」のような住民と行政、関連機関などによる組織と仕組みが必要と考える。				
		修文意見書 (8/17)	<p>1 【具体的修文案】 フォローアップ委員会を設ける、ということだけが書かれているが、その役割、義務、権限、設置方法といった具体的なこと、それらが制度的にどう担保されるのかを書くべきである。</p> <p>〔修正の理由〕 フォローアップ委員会については、添付資料1に説明があるが、このような仕組みでは、フォローアップ委員会は県からの説明に対して、意見を述べ、県はそれを聞き置くだけ、という従来からの委員会に過ぎない。フォローアップ委員会が整備計画の進行管理に対して意見を述べ、県はそれを反映させなければならない、ということが担保される仕組みであるべきであり、そのことを記載すべきである。</p> <p>「外部評価は公共事業等審議会や県議会に対応」とも書かれているが、これは評価という作業自体を審議会や議会が行うのか、県が自己評価したものを審議会や県議会で審議してもらうのが不明である。あるいは、審議会と県議会という複数の委員会組織がそれぞれ別個に評価を行うのか、どちらかなのかも不明である。県の自己評価を審議して意見を述べるという役割であるとすれば、流域の住民を委員に含めたフォローアップ委員会がむしろ外部評価に関わる必要がある。</p> <p>また、根本的なことであるが、一方でPDCAが難しいとして削除しておきながら、他方で、計画の評価をするということはどのようなことか。ここで言っている評価とはどのようなことか。</p>	長峯委員	第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します。	あり (P1) (P65)	

整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	2 〔意見追加の理由〕 意見 142 で「武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会(仮称)」の設置を提案しましたが、流域連携で上げた「武庫川流域圏会議(仮称)」の設立に向け検討が進められること、フォローアップ委員会の機能と役割が別紙のように強化されるのであれば、前回提案の中の「武庫川流域総合川・まちづくり連携協議会(仮称)」の設置は撤回します。	田村委員	「武庫川流域圏会議(仮称)」については141-4のとおりです。また、フォローアップ委員会の機能、役割については142-1のとおりです。 「武庫川流域総合川・まちづくり連絡協議会(仮称)」については、多角的な視点からの武庫川づくりの推進については、県・流域市・地域住民等により課題認識に差があり、課題への取り組み、課題や地域の特性等により対応が異なると考えられることから、必要に応じ、個々の課題について適切な連携を図ることを考えています。	あり (P1) (P65)	
	フォローアップ	県修文	-	-	フォローアップ委員会については、別図(添付資料1)のような役割を考えています。 長峯委員の意見書について検討したところ、ニューパブリックマネジメントとして行うPDCAのサイクルマネジメントの導入については、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では困難と考えました。このため、PDCAサイクルの記述は削除します。 以上のことを踏まえ、修文を検討します。	あり (P65)	
		修文意見書(8/17)	1 P.65 4 河川整備計画のフォローアップ 修正 〔具体の修文案〕 また、新たに - - - 意見を聴き、河川整備等の方向性について都市づくりなど広範な視点と上下流一連の観点から評価を行うとともに、適切な事業については計画立案から事業の実施過程においてPDCAサイクルの各段階毎に評価と審議を行い、事業主体へのフィードバックを行うものとする。フォローアップ委員会審議の実施状況等については、地域住民等 - - - 適宜情報発信を行うとともに審議の公開を検討する。 〔修正の理由〕 -2の修正理由と同じ。 【142,170にも関連】	田村委員	第66回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します	あり (P65)	



整理番号	項目	意見区分	修文意見	委員名	修正意見に対する県の考え方	修文有無(該当頁)	整理状況
		修文意見書(8/17)	2 〔具体の修文案〕 河川整備計画原案 P65 修文あり。( -1 に記載) 〔意見追加の理由〕 フォローアップ委員会という限りは必要な権限と明確な役割を与えて河川整備計画に基づく計画や事業を監視し適切な勧告を出すぐらいの委員会にするべきであると考えます。その中で P68 に県の考え方として「PDCA のサイクルマネジメントの導入については、詳細な整備予定時期等を定めることは難しく、現時点では困難と考えました。」とし、「PDCA サイクルの記述は削除します。」としていますが、今後 20 年の長期に渡る基本的な計画の中に計画や事業評価も含めた画期的なシステムを書き込まないというのははなはだ弱腰といわざるを得ません。 また、添付資料 1 を見る限り、県の立場では「環境 2 原則に関わる専門検討会」「河川審議会専門部会」「地区整備検討会」の中で検討された案に対して、フォローアップ委員会に報告、意見という構図ですが、フォローアップ委員会は地域の都市づくりや景観、歴史・文化などより広範な視点と上下流武庫川一連の観点から計画や事業を評価し適切な判断を下すことが必要と考えます。そのため、基本的システムとして PDCA サイクルに基づいた評価分析、指導、助言、勧告を行うことが肝要と考え、PDCA サイクルの削除を取り消して頂きたい。	田村委員	第 6 6 回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します	あり(P65)	
		修文意見書(8/17)	3 〔具体の修文案〕 PDCA サイクルの削除は不可。 〔修正の理由〕 長峯委員他の意見の同感。フォローアップの論点議論に待ちたい。	委員長	第 6 6 回流域委員会の議論を踏まえ、修文を検討します	あり(P65)	
	フォローアップ	県修文	-	-	推進計画の PDCA に関する記載について、上記と同様の趣旨で修文します。	あり(推進 P1)(推進 P10)	
180	フォローアップ	修文意見書(8/17)	総合治水推進計画(県原案)P.10 第 5 章 計画の見直し等に関する事項 修正 〔具体の修文案〕 下から 4 行目 ・進捗状況を点検するとともに・ ・進捗状況を点検・公表するとともに・ 〔意見追加の理由〕 進捗は公表義務としておきたい(第 65 回委員会で触れたが、改めて出しておきます)	中川委員	ご意見の趣旨を踏まえ、修文を検討します。	あり(推進 P10)	